原子力規制委員会 殿

所 在 地 東京都台東区上野五丁目2番1号申請者名 日本原子力発電株式会社代表者 取締役社長 村 松 衛

東海発電所 廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3 4第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき,下記の とおり東海発電所の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 日本原子力発電株式会社
 住 所 東京都台東区上野五丁目2番1号
 代表者の氏名 取締役社長 村 松 衛

二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 東海発電所

所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1

三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

名 称 東海発電所原子炉

四 変更に係る事項

平成18年6月30日付け平成18・03・10原第4号をもって認可を受け、別紙1のとおり変更認可(届出を含む。)を受けた東海発電所の廃止措置計画認可申請書の記載事項中、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」を「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に、「七 核燃料物質による汚染の除去」を「九 核燃料物質による汚染の除去」に、「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に、「九 廃止措置の工程」を「十一 廃止措置の工程」に読み替えるとともに、次の事項の記述を別紙2のとおり変更又は追加する。

- 四 廃止措置対象施設及びその敷地
- 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 性能維持施設
- 七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 八 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 九 核燃料物質による汚染の除去
- 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- 十一 廃止措置の工程
- 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

五 変更の理由

(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に 伴い,並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の 規定に基づき,及び同法を実施するため,令和2年1月23日付で実用発 電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われたことから,関連する廃止措置計画認可申請書の記述の変更及び記述の追加を行う。

(2) 原子炉建屋排気筒の短尺化に伴う変更

廃止措置工事の作業安全をより向上させるために原子炉建屋排気筒の短尺化を行うことに伴い、平常時及び事故時における発電所周辺の一般公衆の受ける線量評価を見直す。

- (3) 廃止措置の進捗に伴う性能維持施設の見直しに伴う変更 廃止措置の進捗に伴い,一部施設の有する機能が不要となったため, 性能維持施設を見直す。
- (4) 記載の適正化 その他、記載の適正化を行う。

東海発電所廃止措置計画変更認可(届出を含む。)の経緯

	認 可(届 出) 年 月 日	認 可 番 号
1	平成 18 年 6 月 30 日	平成 18・03・10 原第 4 号
2	平成 22 年 7 月 30 日 (届 出)	_
3	平成 25 年 3 月 8 日	原管廃収第 130131007 号
4	平成 25 年 12 月 19 日(届 出)	_
5	平成27年7月8日(届 出)	_
6	平成 29 年 9 月 21 日 (届 出)	_
7	平成 31 年 2 月 28 日 (届 出)	_
8	平成 31 年 3 月 14 日 (届 出)	_
9	令和2年3月26日	原規規発第 2003263 号

変更前	変更後	備考
		1
四 廃止措置対象施設及びその敷地	四 廃止措置対象施設及びその敷地	
1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲	1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲	記載の適正
1 产业油色对象地放及 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		化(本文五
東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置	東海発電所の廃止措置対象施設の範囲は、原子炉本体、熱交換器等の原子炉設置	において,
許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン,屋	許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉並びにその附属施設及びタービン、屋	「廃止措置
外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設及び汚染の	外開閉所等その他の施設である。ただし、東海第二発電所との共用施設は除く。廃止	対象施設のうち解体の
		対象とする
ない建屋地下部並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-3に示す。	措置対象施設を表4-3に示す。	施設は、廃
東海発電所の敷地面積は、約10万m ² である。東海発電所の敷地及び廃止措置対	東海発電所の敷地面積は、約10万m ² である。東海発電所の敷地及び廃止措置対	
象施設の配置を図4-1に示す。	象施設の配置を図4-1に示す。	施設の全て
		(汚染のな
		い建屋地下
		部及び基礎
		(中略)は除く)」と記
		載している
		ため,本文
		四の廃止措
		置対象の範
		囲から「及
		び汚染のな
		い建屋地下
		並びに建屋基礎」の記
		載を削除)
		4× € 111/1//

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表 変更前 変更後 備考 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、次の基本方針に基づいて実施する。 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」 東海発電所の廃止措置は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」 (以下「原子炉等規制法」という。)、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す (以下「原子炉等規制法」という。),「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す る法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「核原 る法律施行令」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」等関係法令及び「核原 料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告 料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告 示」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に 示」等関係告示の要求を満足するとともに、原子力安全委員会決定「原子炉施設の解体に 係る安全確保の基本的考え方」(平成13年8月6日一部改訂)に適合するようにする。 係る安全確保の基本的考え方」(平成13年8月6日一部改訂)に適合するようにする。 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよ 東海発電所の廃止措置計画は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよ うに、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中にお うに、適切な解体撤去工法及び解体撤去手順を策定することとする。さらに、解体中にお いて保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射 いて保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理するとともに、放射線管理及び放射 性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安 性廃棄物管理は、運転期間中と同様に関連法令及び告示を遵守する。廃止措置工事を安 全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、それらの機器・装置の機能等に応 全・確実に実施するために各種装置を導入する場合は、それらの機器・装置の機能等に応 じて日本産業規格等の規格及び基準に準拠する。 じて日本産業規格等の規格及び基準に準拠する。 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保 廃止措置の実施に当たっては、これらの管理の運用について東海発電所原子炉施設保 実用炉規則 安規定(以下「保安規定」という。)に定めて、これに基づき適切な品質保証活動のもと 安規定(以下「保安規定」という。)に定めて、これに基づき適切な品質マネジメントシ の改正に伴 実施する。 ステムのもと実施する。 う変更 (「品 質保証活動」 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て(汚染のな 廃止措置対象施設のうち解体の対象とする施設は、廃止措置対象施設の全て(汚染のな を「品質マネ い建屋地下部及び基礎並びに取水路及び放水路の一部は除く。) である。解体対象施設を図 い建屋地下部及び基礎並びに取水路及び放水路の一部は除く。) である。解体対象施設を図 ジメントシ ステム」に変 5-2に示す。 5-2に示す。

更)

東海発電所	廃止措置計画変更前後比較表	
変更前	変更後	備考
以上のとおりの解体方法を基本として廃止措置を実施する計画であるが、実施に当たっ	以上のとおりの解体方法を基本として廃止措置を実施する計画であるが、実施に当たっ	
ては,安全を最優先することとする。工事の実施においては保安規定に従って,保安管理体	ては,安全を最優先することとする。工事の実施においては保安規定に従って,保安管理体	実用炉規則 の改正に伴
制を整備し、品質保証活動を実施することとする。なお、廃止措置期間を通して「添付書類	制を整備し、品質マネジメントシステムのもと実施することとする。なお、廃止措置期間を	う変更(「品
<u>六</u> 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持す	通して「六 性能維持施設」及び「七 性能維持施設の位置,構造及び設備並びにその性能	質保証活動を」を「品質
│ <u>べき期間に関する説明書」</u> に基づき必要な期間その性能を維持することとする。	<u>並びにその性能を維持すべき期間」</u> に基づき必要な期間その性能を維持することとする。	マネジメン
		トシステム
		のもと」に変
		更)
		 実用炉規則
		の改正に伴
		う変更(参照
		先を添付書
		類から本文
		に変更)
		1

変更前	変更後	備考
	六 性能維持施設	実用炉規則
		の改正に伴う変更(新規
		追加)
	産止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・	
	構築物等、放射性廃棄物処理設備、放射性廃棄物貯蔵設備、換気設備、換気設備のフィ	
	ルタを廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。東海第二発電所との共用施設につい	
	ては、東海第二発電所の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から	
	<u>除く。</u> 	
	性能維持施設に係る必要な機能及び性能の維持管理についての基本的な考え方を以下	
	<u>に示す。</u>	
	(1)放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等について、各建屋	
	は当該建屋の内包する汚染を除去するまでの期間,原子炉本体(圧力容器)は原子	
	<u>炉領域安全貯蔵が終了するまでの期間,放射性物質閉じ込めの機能及び性能を維持</u>	
	<u>管理する。</u>	
	生体遮へい体は、原子炉本体等解体撤去工事が終了するまでの期間、放射線遮へ	
	いの機能及び性能を維持管理する。	
	取水路及び放水路について、取水路は希釈取水の機能及び性能を、放水路は希釈	
	放流の機能及び性能を管理区域解除工事が終了するまでの期間,維持管理する。	
	(2)放射性廃棄物処理設備について,使用済燃料冷却水処理系のスラッジ貯蔵タンク	
	<u>は保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまでの期間,使用済燃料冷却水処理</u>	
	<u>系のディレイタンク,雑廃液処理系,及び洗濯廃液処理系は原子炉領域解体撤去及</u>	
	び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまでの期間,放射性廃棄物を貯留し,汚染	
	拡大を防止する機能及び性能を維持管理する。	
		<u> </u>

変更前	変更後	備考
	放射性液体廃棄物希釈水ポンプは,原子炉領域解体撤去及び原子炉領域以外の解	
	体撤去が終了するまでの期間、希釈放流の機能及び性能を維持管理する。	
	(3) 放射性廃棄物貯蔵設備については、保管している全ての放射性廃棄物の搬出まで	
	の期間、汚染拡大防止及び放射線遮へいの機能及び性能を維持管理する。	
	(4) 換気設備については、当該設備が設置されている建屋内の汚染の除去までの期間、	
	放射性物質拡散防止の機能及び性能を維持管理する。	
	(5) 換気設備のフィルタについて,原子炉建屋のフィルタは高性能粒子フィルタ装置	
	の導入までの期間、粉じんの除去の機能及び性能を維持管理する。	
	その他換気設備のフィルタは、当該設備が設置されている建屋内の汚染の除去ま	
	での期間、放射性粉じんの除去の機能及び性能を維持管理する。	
	以上の基本的な考え方に基づく具体的な性能維持施設を表 6 - 1 及び表 6 - 2 に示す。	
	2 性能維持施設の施設管理	
	性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、保	
	安規定に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。	

変更前	#発電所 廃止措直計画変更削後比較表 変更後 変更後	備考
		排気筒短尺
		化に伴う性
		能維持施設
	和	の削除(排気
		筒の削除)
	#特別回 当該建局の内包寸 多方染を除去する 原子位 施が終了するまで 版が終了するまで 版立工事が終了するまで 度工で領域概全を が成了するまで が成了するまで が成了する様で が成了するまで がなび原子が随城 以及の原子が随城 以入の原子が随城 以よるまで がするまで	※変更前は
		添付書類六
	(が相当(以
	(2/1) 2 名 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	下, 表 6-1
		及び表 6 -
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 について
	原子炉設 開子 所子 所子 所子 所子 所子 所子 所子	同じ)
	可を受けた原子 原子が建屋内の放射 原子が健屋内の放射性にできること。 原子が領域からの放 が正確液を貯留できる が温確液を貯留できる が温確液を貯留できる が温確液を貯留できる 放射性液体廃棄物を 放射性液体廃棄物を が過度液を貯留できる	
	Main	廃止措置工
	子	事の進捗に
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	伴う性能維
		持施設の削
	日記 日記 日記 日記 日記 日記 日記 日	除(陽イオン
		交換器, 陰イ
	(子佐戸設置部午可又は 地下1席、地上9階 地下1席、地上9階 地下1席、地上9階 所有18、30mm/平さ の 原子が建版的 所類 鉄砂全常接積が 所類 鉄砂全常接積が 所数 鉄砂一が平さ が度コンクリート級 (上面にだこの他に対 総度コンクリート級 (上面にだこの他に対 総度コンクリート級 (上面にだこの他に対 が度コンクリート級 (上面にだこの他に対 が度 数付電液処理速度 (上面にだこの他に対 が度 数付電液処理速度 (全 数分配が (全 数分配が (位置 数付電液処理速度) 公量 約 20m ³ 位置 数付電液処理速度 (位置 数付電液処理速度) 公量 約 20m ³ 位置 数付電液処理速度 公室 約 20m ³ 位置 数付電液処理速度 公室 約 20m ³ 位置 数分件電液池理速度 公室 約 20m ³ 位置 数分件電液池理速度 公室 約 20m ³ 位置 数分件電液池理速度 公室 約 20m ³ 位置 数分件電液池理速度 公室 約 20m ³ 位置 数分件速液池理速度 公室 約 20m ³	オン交換器
	京 種 如種 勾種 勾類 勾数 勾数 女数 女数 女数 女数 女数 女数	の削除)
	(型)	
	(A)	☆ ↓₩₩₩
		廃止措置工
	1 1 2 2 2 2 2 2 2 2	事の進捗に
	表 6 - 1 設備 (体屋) 名称 2.原子炉堆屋 2.原子炉堆屋 2.原子炉堆屋 3.生体進へい体 3.生体進へい体 3.年保護へい 3.共産液とジービングタンク 5.共産液や理系 3.共産液や型系 3.共産液や型系 3.共産液や型系 3.共産液や型系 3.共産液や型光 5.ケービングタンク 5.ブービングタンク 5.ブーグを 5.	伴う性能維
		持施設の削
	表 6. 2原子炉本体 (圧力% 2. 0. 2. 0. 2. 0. 3. 7. 2. 2. 0. 3. 7. 2. 2. 0. 3. 3. 3. 4. 4. 2. 2. 0. 3. 3. 4. 4. 3. 4. 4. 3. 4. 4. 4. 2. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	除(蒸発固化
		装置の削除)
	整物位 上海市	
	施設区分 建异•構築物學 設備 2)東海第二発用	

変更後	備考
	廃止措置工
	事の進捗に
	伴う性能維
部	持施設の削
	除 (サイトバ
田 公報 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3	※約型ンカ(ロ)の
	財(家)
数の数 当地方活体を向ける対象を向ける対象を	<u> </u>
20	
	廃止措置工
 (本) (本)	事に必要な
10 10 10 10 10 10 10 10	性能維持施
	設の維持台
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	数に見直し
関 当く 類 りり	(原子炉建
Mag	屋換気設備
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	(生体遮~
1	い冷却空気
1 X	
1	機の維持台
京 量式 量式 量式 量式 量式 量	数を6から4
	に変更)
2 基本 <	
に	排気筒短尺
	化に伴う性
	能維持施設
	の削除(気象
	観測設備-
1. 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	気象観測機
100 100	能一地上高
 	章 さ約 80m の
A	風向風速計
	(記録計))
	(原子炉設置許可又/は原子炉設置数更 整

変更前	変更後	備考
	Manual	展事では、 選出を 選出を 選出を 選出を 選出を 選出を 選出を 選出を

変更前	備考
Page 12 HE-SHAME (GLI-PHE SCRIPT COLD-PHE SCRIPT) (A/L) Revenue Reve	## 「
2x6-2 作業制持能記 後止者 名をかに必要な主要権利 2x7-2 (後止者 を支援するをかに必要なできる	

 措直計画変更削後比較表 変更後	備考
細	
세인발생	
維持期間 当該設備の かている種屋内の 労役、(当該設備に 係る方法は除く。) を除去するまで	
当れ汚なな。 強くない はい	
と要な主要施設)(4/4) 世龍 (使用済燃料冷却池速層内の放射性粉で人を除去できること。 反を除去できること。 が射性線形の放射性粉でんを除去できること。 が射性線形の放射性粉でんを除去できること。 「断線庫内の放射性粉でんを除去できること。 「監路内の放射性粉でんを除去できること。 「監路内の放射性粉でんを除去できること。	
次 東 公 王 安 加	
大加するために必要 機能 技力の機能 大力の機能 大力の機能	
性能維持施設 (廃 L-指置を実施するために必要な主要施設) (4/4) 上間 極能	
表6-2 位間、構造 治型池模気設備 治型池模気設備 (AP 方 1 装荷室模気設備 (AP) 2 接続後の理律監模気設備 (AP) 2 接続後の理律監連絡通路(AP) 接続後の理律監連絡通路(AP) 2 接続後の理律監連絡通路(AP) 2 接続後の理律監連絡通路(B) 接性接液の理律監連絡通路(B) 接性廃液の理律監連絡通路(B) 接性廃液の理律監連絡通路(B) 接性廃液の理律監連絡通路(B) 接性廃液の理律監連絡通路(B) 接性廃液の理律監連絡通路(B) 接性廃液の理律監連絡通路(B) 接性廃液の理律監連絡通路(B) 接性廃液の理律監連絡通路(B) 接触核気設備	
10 10 10 10 10 10 10 10	
施設区分 を対設備のフィル タ 文 文 文 文 注)東海第二発電所	

	所	/#: 1/ .
変更前	変更後	備考
	七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間	実用炉規則の改正に伴
		う変更(新規
	性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間	
	は、表 $6-1$ 及び表 $6-2$ に示すとおりである。	
	表6-1及び表6-2に示す性能維持施設は、原子炉設置許可等を受けて設計・製作	
	されたものであり、これを引き続き使用するため、その性能維持施設の仕様等として、設	
	置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置、構造及び設備」欄に示すとともに、廃	
	止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示す。	
	この性能維持施設を維持管理し、使用することを前提としていることから、性能維持	
	施設の性能は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考	
	に,廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を示す。	
	廃止措置の進捗に応じて、表6-1及び表6-2に示す性能維持施設の位置、構造及	
	び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は、廃止措	
	置計画に反映して変更認可を受ける。	

変更前	変更後	備考
<u>六</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し	<u>八</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し	本文追加に
「四 2 廃止措置対象施設及びその敷地の状況」に記したとおり、廃止措置対象施設か	「四 2 廃止措置対象施設及びその敷地の状況」に記したとおり、廃止措置対象施設か	伴う番号の 変更
ら全ての燃料を搬出済みであり、廃止措置対象施設内には燃料は存在しない。また、今後	ら全ての燃料を搬出済みであり、廃止措置対象施設内には燃料は存在しない。また、今後	
も廃止措置対象施設内には燃料を持ち込まない。	も廃止措置対象施設内には燃料を持ち込まない。	

変更前	変更後	備考
<u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去	九 核燃料物質による汚染の除去	本文追加し
1 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の方法と手順	1 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の方法と手順	伴う番号の 変更
汚染している施設の解体撤去は、廃止措置の基本方針に基づき、公衆及び放射線業務	汚染している施設の解体撤去は、廃止措置の基本方針に基づき、公衆及び放射線業務	
従事者の放射線被ばくを低減するように、適切な解体撤去工法及び解体手順を策定して	従事者の放射線被ばくを低減するように、適切な解体撤去工法及び解体手順を策定して	
行う。	行う。	
核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設は、表7-1に示す廃止措	核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設は、表9-1に示す廃止措	本文追加 伴う番号(
置対象施設であって,管理区域内の全ての施設である。	置対象施設であって,管理区域内の全ての施設である。	変更
東海発電所の汚染状況は図4-3に示すように原子炉領域には放射能レベルが比	東海発電所の汚染状況は図4-3に示すように原子炉領域には放射能レベルが比	
較的高い汚染がある。そこで,原子炉領域の設備・機器は安全貯蔵後,遠隔操作装置	較的高い汚染がある。そこで、原子炉領域の設備・機器は安全貯蔵後、遠隔操作装置	
を用いて熱的切断装置又は機械的切断装置で切断等して, 取り出すことで解体撤去	を用いて熱的切断装置又は機械的切断装置で切断等して, 取り出すことで解体撤去	
する。原子炉領域以外の設備・機器については,工具等を用いて分解・取り外し,熱	する。原子炉領域以外の設備・機器については、工具等を用いて分解・取り外し、熱	
的切断装置もしくは機械的切断装置で切断又はブレーカ等で破砕等することによ	的切断装置もしくは機械的切断装置で切断又はブレーカ等で破砕等することによ	
り,解体撤去する。汚染のある建屋・構築物については,はつり装置によるはつり等	り、解体撤去する。汚染のある建屋・構築物については、はつり装置によるはつり等	
の方法で汚染を除去する。	の方法で汚染を除去する。	
各工事は,作業区域の線量当量率や対象施設の汚染の程度に応じて次項に記す安	各工事は、作業区域の線量当量率や対象施設の汚染の程度に応じて次項に記す安	本文追加
全確保対策を講じた上で、 <u>表7-2</u> に示した核燃料物質による汚染の除去及び解体	全確保対策を講じた上で, $\underline{89-2}$ に示した核燃料物質による汚染の除去及び解体	伴う番号 変更
撤去の工事方法により、図7-1に示した汚染の除去及び解体撤去の工事等の主要	撤去の工事方法により、図9-1に示した汚染の除去及び解体撤去の工事等の主要	本文追加
な手順に沿って実施する。	な手順に沿って実施する。	伴う番号 変更

		変更前			変更後		備者	
		物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設 (子炉設置変更許可を受けた施設	1/2)	表 $9-1$ 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設($1/2$) (1)原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				
建屋	建屋名称**1 (対象施設) 設備名称**1		備考	建屋名称※1(対象施設)	備考	変更		
	〈原子炉室〉	・〈炉内挿入物〉(制御棒,緊急時停止装置) ・原子炉本体(黒鉛ブロック,圧力容器) ・ガスダクト(生体遮へい体の内側) ・生体遮へい体		〈原子炉室〉	・〈炉内挿入物〉(制御棒,緊急時停止装置) ・原子炉本体(黒鉛ブロック,圧力容器) ・ガスダクト(生体遮へい体の内側) ・生体遮へい体			
原子	〈原子炉サービス建屋〉	・生体遮へい冷却空気排風機・制御棒駆動装置・核計測装置・蓄電池(正常時,非常時)・地震検知装置・排気筒モニタ			・生体遮へい冷却空気排風機 ・制御棒駆動装置 ・核計測装置 ・蓄電池(正常時,非常時) ・地震検知装置 ・排気筒モニタ			
炉建屋	〈燃料取扱建屋〉	 ・破損燃料検出装置 ・冷却材清浄装置 ・核計測装置 ・地震検知装置 ・黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-1] ・固体廃棄物貯蔵庫 [E] ・燃料スワラー貯蔵庫 	管理区域	炉 建 屋 〈燃料取扱建屋〉	 ・破損燃料検出装置 ・冷却材清浄装置 ・核計測装置 ・地震検知装置 ・黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-1] ・固体廃棄物貯蔵庫 [E] ・燃料スワラー貯蔵庫 	管理区域		
	〈熱交換器建屋〉	・熱交換器 ・ガスダクト(生体遮へい体の外側) ・炭酸ガス循環機 ・排気筒		〈熱交換器建屋〉	・熱交換器・ガスダクト(生体遮へい体の外側)・炭酸ガス循環機・排気筒			
巨用済	燃料冷却池建屋	・冷却池・サイトバンカ(ロ)・燃料スプリッタ貯蔵庫・黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-2]		使用済燃料冷却池建屋	・冷却池・サイトバンカ(ロ)・燃料スプリッタ貯蔵庫・黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-2]			
女射性	:廃液処理建屋	・使用済燃料冷却水処理系・雑廃液処理系・洗濯廃液処理系		放射性廃液処理建屋	・使用済燃料冷却水処理系 ・雑廃液処理系 ・洗濯廃液処理系			
目化処	理建屋	・蒸発固化装置		固化処理建屋	・蒸発固化装置			
	バンカ建屋	・サイトバンカ(イ)		サイトバンカ建屋	・サイトバンカ(イ)			
	·蔵倉庫	-		燃料貯蔵倉庫	-			
ドラム貯蔵庫		_		ドラム貯蔵庫	_			

変更前 変更後 備考 表9-1 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設(2/2) 表 7-1 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の対象施設(2/2) 本文追加に (2) その他の主要な施設 伴う番号の (2) その他の主要な施設 変更 建屋名称(対象施設) 主要設備名称 備考 建屋名称 (対象施設) 主要設備名称 原子炉室 ・燃料取替機トランスポータ 原子炉室 ・燃料取替機トランスポータ ・非常用炭酸ガス貯蔵タンク ・非常用炭酸ガス貯蔵タンク 炉 • 原子炉補機冷却水機器 • 原子炉補機冷却水機器 燃料取扱建屋 燃料取扱建屋 建 建 · 燃料装填準備装置 • 燃料装填準備装置 ・燃料分離設備 燃料分離設備 使用済燃料冷却池建屋 ・スキップトランスポータ 使用済燃料冷却池建屋 ・スキップトランスポータ · 廃液受入設備 · 廃液受入設備 固化処理建屋 固化処理建屋 管理区域 管理区域 ・モルタル充填装置 ・モルタル充填装置 サイトバンカ建屋 ・クレーン サイトバンカ建屋 ・クレーン 燃料貯蔵倉庫 燃料貯蔵倉庫 ・ホイスト ・ホイスト サービス建屋 • 洗濯設備 サービス建屋 • 洗濯設備 ホットワークショップ建屋 ・クレーン ホットワークショップ建屋 ・クレーン 空調機械建屋 空調機械建屋 保修機材倉庫 保修機材倉庫 第3号補助ボイラ建屋 補助ボイラ 第3号補助ボイラ建屋 補助ボイラ

変更前	変更後	備考
完了要件 全貯蔵対象総 国について約 10 年間の安 全貯蔵が完了 すること。(平 成 23 年 3 月)	完了要件 ・原子与領域安 会計蔵対象 10 年間の安 全計蔵が完了 すること。(平 成 23 年 3 月)	
安全確保対策 ・サンプル探政は、黒鉛ブロック等の炉内構造物のサンプル探政区域に、汚染拡大防止囲いを設営し、 同所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡散を防止する。 ・サンプル探政は、遊へい付きのサンプル探政は、遊へい付きのサンプル探政は、遊へい付きのサンプル探政は、遊へい付きのサンプル探政は、遊へい付きのサンプル探政は、遊へい付きのサンプル探政は、遊へい付きのサンプル探政は、遊へい付きのサンプル探政は、遊へい付きのサンプル探政は、遊へい付きのサンプル探政は、遊へい付きががは重を 間、放射性廃棄物処理設備、放射性廃棄物処理設備、放射性廃棄物処理設備、放射性廃棄物処理設備、対象付整産を関する。	ま(1/12) 安全確保対策 ・サンプル探販は、黒鉛ブロック等の炉内構造物のサンプル探販区域に、汚染 拡大防止囲いを設営し、 局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉にんの区域外拡散を防止する。 ・サンプル探販は、遊へい付きのサンプル探販は、遊へい付きのサンプル探販は、遊へい付きである。 ・原子炉建屋、生体遊へい付きのサンプル探販は、遊へい付きのサンプル探販は、遊へい付きでが、一部子が使置を 開いて遠隔探販により被 ばく低減を図る。 ・原子炉建屋、生体遊へい付 体、放射性廃棄物処理設 備、放射性廃棄物処理設 備、放射性廃棄物処理設 備、放射性磨液砂処理違 監等を維持管理する。	
よる汚染の除去及び解体散去の工事方常工事概要 工事概要 高子炉本体に接続されている弁等を開止して原子炉領 放全針磁範囲を安全貯蔵する。 原子炉本体に接続されている系統の全ての弁等(原子 原子炉本体に接続されている系統の全ての弁等(原子 原子が大力には発売されている系統の全ての弁等(原子 が正力容器スタンドパイプの閉止蓋。原子炉治系 が一ジ元弁及び原子炉計測系元弁)を全て閉止し、原子 子炉砂坡安全貯蔵対象範囲を安全貯蔵する。 ・安全貯蔵期間中に、原子が内の環境を担握するため、 炉内の湿分を測定する。 原子炉内の汚染・放射化状況等をより精度良く把握するため、黒鉛ブロック等の炉内サンプル核取を必要に たじ実施する。	による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 正事概要 原子存本体に接続されている弁等を閉止して原子が領 地交全が凝細を安全が破する。 ・原子存本体に接続されている系統の全ての弁等 原子 の圧力を器スタンドペイプの閉止蓋、原子が右却系 主ガス弁、原子が右が主ガス弁のバペス弁、破損 燃料検出装置のサンプリングガス元弁、原子がエア ページ元弁及び原子停計測系元弁)を全て閉止し、原 子が領域安全が確対総面を安全が確する。 ・安全が確期間中に、原子行わの環境を把握するため、 が同うなを測定する。 ・原子がありを変をより構度良く把握するため、 の内の電分を測定する。 ・原子がありが強・放射化状況等をより構度良く把握するため、 原子がありが強・放射化状況等をより構度良く把握するため、 のため、最新プロック等のが内サンブル核販を必要に 応じ実施する。	
対象機器	9-2 核然料物質 対象機器 着手要件 ・ガスダクト (任体膳へい体の内側) 体の内側) 体の内側)	本文追加に 伴う番号の 変更
工事件名 場 所 (1)原子炉 ・原子炉 域安全貯 ・原子炉	工事件名 場 所 (1)原子炉鎖 ・原子炉建屋 域方 ・原子炉建屋	

変更前	変更後	備考
た了要件 ・ 然料切及健屋 領域機器の解 存を完了する にと。(後帯分 離設は準備法 対法は準備法 でいる。)	・ ・ なない で を を を を が の の の の の の の の の の の に た の の の に た の の を が の が で の が が が が が が が が が が が が が	
法(2/12) 安全職保対策 ・汚染機器の切断作業区域 に、放射線防護上必要な場合は、汚染拡大防止囲いを 設営し、局所排風機、局所 フィルタ等により放射性 粉じんの区域外拡散を防止する。 ・原子が建屋、放射性溶液処理 は、保護マスク等の着用により放射性粉がんの吸い 込みを防止する。 ・原子が建屋、放射性溶液処理 健屋、ホットワークショッ ブ建屋等を維持管理する。	注(2/12) 安全確保対策 ・汚染機器の切断作業区域 に、放射線防護上必要な場合 がよ、 活染拡大防止囲いを 設営し、 局所制風機。 局所 フィルタ等により放射性 粉じんの区域外拡散を防 止する。 ・放射線防護上必要な場合 は、保護マスク等の着用に より放射性粉じんの吸い 込みを防止する。 ・原子序建屋、 放射性廃棄物 処理設備、 放射性廃液必 処理設備、 放射性廃液必 処理設備、 放射性廃液必 処理設備、 放射性廃液必 2.5.5.5.2.2.2.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.	
による汚染の除去及び解体散去の工事方法 本語の解析能表する。ただ、機器の干 海等やむを得す防染機器がら解体する場合は、でき るだけ非汚染機器が分染しない措置を講じてから 実施する。 ・汚染機器は、熱的り断装置又は機械的切断装置により り気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外・方 とを行い、必要に応じて容器(以納する等の汚染拡 数が止措置を講じて構送する。	による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 工事概要 本籍の指述性に当たっては、原則として非等操機 の方決機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等なる得ず汚染機器から解体する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない措置を講じてから 実施する。 ・汚染機器は、熱的切断法置又は機械的切断法置により気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外・しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡 数的止措置を講じて概念する。 とのたい、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡 を行い、必要に応じて経路がある。 とを行い、必要に応じて経路がある。 とを行い、必要に応じて経路に収納する等の汚染拡 を行い、必要に応じて格路する。 とを行い、必要に応じて格路がする。 とのないに指置を講じて概念する。 といるには、これを表した。 といるでは、これを表してある。 といるでは、これを表した。 といるでは、これを表している。 「いるでは、これを表している。」 「いるでは、これを表しているでは、これを	
	数	
1	2 - 2 な後機器 本	本文追加に 伴う番号の 変更
P	場	
(C) (C) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	(2) 原子 本 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	

	変更前		変更後	備考
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		が	
7法(3/12)	安全確保対策 ・燃料収替機トランスポータ の切断作業区域に、放射 線防護上必要な場合は、 汚染拡大防止囲いを設置 し、局所排風機、局所フィ ルタ等により放射性粉じ たの区域外拡散を防止する。 ・原子炉建屋、生体進へ、体、 放射線防護上必要な場合 は、保護マスク等の着用に より放射性粉じんの吸い 込みを防止する。 ・原子炉建屋、生体進へ、体、 放射性溶液処理設備、放 射線管理設備、換気設備、 放射性溶液処理建屋等を維 持管理する。	7法(3/12)	安全確保対策	
による汚染の除去及び解体撤去の工事方法	大学版を 大学版を 大学版を 大学の 	による汚染の除去及び解体散去の工事方法	工事概要	
核燃料物質に	本	核燃料物質に	· 上 本	
7-2 核		9-2 核	な	本文追加に 伴う番号の 変更
	場 ・ 原子 ・ アント ・ マット ・ スト ・ スト	**	場 ・ 原子 印 を ・ 原子 か で で か か か か か か か か か か か か か か か か	交 欠
	A A A A A A A A A B <		2.	

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

	変更前	変更後	備考
	・ 対 交 後 記 が	発 ・ 対 を を が を の の の の の の の の の の の の の	
失 (4/12)	安全確保対策 ・ 汚染機器の切断作業区域 に、 放射線防護上心要な場合は、 汚染拡大防止囲いを 設営し、 局所排風機、 局所 フィルタ等により 放射性 粉じんの区域外拡散を防止する。 ・ 熱交換器の切断作業区域 に、 汚染拡大防止囲いを設 営し、 局所排風機、 局所フィルタ等により 放射性粉 と しんの区域外拡散を防止する。 ・ 放射線防護上必要な場合 は、 保護マスク等の着用に する。 ・ 放射線防護上必要な場合 は、 保護マスク等の着用に より 放射性筋で進生が たの吸い 込みを防止する。 ・ 原子炉建屋、生体遮へ、体、 放射性廃薬物処理設備、 放射機管理設備、 換気設備。 放射性療液処理理影備、 放射性療液処理理影備。 放射性療液処理理影備。 放射性療液処理建量等を維持管理する。	生(4/12) 安全職保対策 ・汚染機器の切断作業区域 に、放射線功護上必要な場合は、汚染拡大防止囲、を 設営し、局所排風機、局所 フィルタ等により放射性 粉じんの区域外拡散を防止する。 ・熱交換器の切断作業区域 に、汚染拡大防止囲、を設 営し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉 に、汚染拡大防止囲、を設 に、汚染拡大防止囲、を設 に、汚染拡大防止囲、を設 に、汚染拡大防止囲、を設 に、汚染拡大防止間、を設 に、汚染拡大防止間、を設 に、汚染拡大防止間、を設 に、汚染拡大防止間、を設 に、汚染拡大防止間、を設 に、方染が大野を防止 する。 ・放射線防護上必要な場合 は、保護マスク等の着用に より放射性粉じんの吸い 込みを防止する。 ・原子炉建屋、生体遮へ、体、 放射性廃液処理建屋等を維持 管理する。	
よる汚染の除去及び解体撤去の工事方法	工事概要 熱交換器及び熱交換器建屋の機器を解体撤去する。 ・熱交換器以外の機器の解体撤去に当たっては、原 則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。 ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器が しない措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置に より気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取 り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の 汚染拡散防止措置を講じて搬送する。 ・ 熱交換器は、汚染拡大防止囲い内にて、熱的切断 装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、 必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止 措置を講じて搬送する。 ・ホットワークショップ建屋に解体撤去物を除染す るための除染装置(ブラスト等)を導入する。	よる汚染の除去及び解体散去の工事方法 工事概要 工事概要 東交換器及び熱交換器建屋の機構を用いずする。 ・熱交換器以外の機器の解析撤去に当たっては、原 則として非等準盤部から汚染機器の る。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器が ら解体する場合は、できるだけ非汚染機器が汚染 しない措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置とは機械的切断装置に より気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取 り外しを行い、必要に応じて経過する。 ・熱交換器は、汚染拡大防止間い内に、熱的切断 装置又は機械的切断装置により気中にて切断し、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散的止 措置を講じて概述する。 ・ホットワークショップ建屋に解体権法物を除染す るための除染装置(ブラスト等)を導入する。	
表7-2 核燃料物質に3	対象機器	9-2 核燃料物質に 対象機器 ・対象機器 着手要件 ・ガスダクト (生体) ・が必必(側) ・ が砂が(側) ・ が砂が(側) ・ がでが、ないか、 ポンプ、保温 村他 村他	本文追加に 伴う番号の 変更
nivi	工事件名 場所 6. 熱交機器・熱交機器建等解体機 屋 ホットワークショップ 共工事 カショップ	工事件名 場所 所 C. 熱交換器・熱交換器は ・ホットワー ナンョップ 建屋 カショップ	

		変更後	備考
	発験がなるとのである。	発 を を を を を を を を を を を を を	
7法(5/12)	安全確保対策 ・汚染機器の切断作業区域に、 が外線防護上必要な場合は、 汚染拡大防止囲いを設営し、 同所排風機、同所フィルタ等 により放射性粉じんの区域外 拡散を防止する。 ・汚染されたコンクリートは、 汚染されたコンクリートは、 所換物防護上必要な場合は、 保護マスク等の着用により放 射性粉じんの吸い込みを防止 する。 ・原子炉建屋、生体遮へ、体、放 射性療薬物処理設備、放射線 管理設備、換気設備、使用済燃 料冷却池建屋、放射性溶液処 理建屋等を維持管理する。 理建屋等を維持管理する。	安全確保対策 ・ 汚染機器の切断作業区域に、	
よる汚染の除去及び解体散去の工事方法	工事概要 解体撤去物等搬出装置を導入するエリアを確保 するために、燃料取扱建量等の機器を解体撤去する。 ・機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚 染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、 機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体する。 お場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない 措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置 により気中にて切断、もしくは、工具等を用い た取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散が止措置を講じてが終する。 ・解体撤去物の機出ルートを確保するための燃料 取扱健量及び使用済燃料や却池建屋の間仕切 り壁・床等の汚染なれたコンクリートの解体撤 去は、ブレーガ・はつり装置等により破砕・は つり等を行い、必要に応じて容器に取約する等 の汚染拡散が止措置を講じてが送する。 ・解体散去物を機出するために、解体散去物等機 出装置(海断装置、糖送装置、コンクリート・ モルタル混練装置、廃薬体検査装置等で構成) を導入する。	よる汚染の除去及び解体撤去の工事方法するために、燃料収扱建屋等の機器を解析能式する。 - 近事概要	
質に	事 中	<u> </u>	
7-2 核燃料物	本場機器・ ※素がおり種設備 ・	3 - 2	本文追加に伴う番号の
	場 原	場	変更
	A. 無	d. 解体潜 多 参 接 注 音 描 工 事	

		変更前	東海発電所	莊 114.1日 恒	违 □□	<u> </u>	変更後	備考
	•	・ 原子 の を を を の を を の の の の の の の の の の の の の			完了要件	・ 高性能粒子フ イルタ装置の 導入エリアが 確保されるこ と。	・ 所子がサービ ス種 屋 園 域 体 を 完 記 が め に た。 の に た。	
F方法(6/12)	安全網保対策 ・汚染されたコンクリートは、汚 染拡大防止囲いを設営し、局所 排風機、局所フィルタ等により 放射性粉じんの区域外拡散を 防止する。 ・放射線防護上必要な場合は、保 護マスク等の着用により放射性 粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物処理 設備、放射線管理設備、換気設 備等を維持管理する。	・汚染機器の切断作業区域に、放 射線防護上必要な場合は、汚染 拡大防止囲いを設置し、局所排 風機、局所フィルタ等により放 射性粉じんの区域外拡散を防止 する。 ・放射線防護上必要な場合は、保 護マスク等の着用により放射性 粉じんの吸い込みを防止する。 原子炉建屋、放射性廃棄物処理 設備、放射性廃棄物処理 設備、放射性廃棄物処理 情、放射性廃液処理建屋等を維 持管理する。		[方法(6 ∕ 1 2)	解対策	・ が が が が が が が が が が が が が	・汚染機器の切断作業区域に, 放 射線店護上必要な場合は, 汚染 拡大防止囲いを設営し, 局所排 風機, 局所フィルタ等により放 射性粉じんの区域外拡散を防止 する。 ・放射線店護上と要な場合は, 保 護マスク等の着用により放射性 粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋, 放射性廃棄物処理 設備, 放射線管理設備, 換気設 備, 放射性廃液処理律屋等を維 持管理する。	
こよる汚染の除去及び解体撤去の工事方法	フ、 室染等等 を広イ粒 をさにの 行散	原子炉サービス建屋領域機器を解体撤去する。 ・機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器が汚染しない措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置により気中にて切断、もしくは、工具等を用いた取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて撤送する。		質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法	工事概要	放射性粉じんの拡散を防止する高性能粒子フィルタ装置を導入するエリアを確保するために、粒子フィルタ等の必要な解体撤去工事を行う。 ・既存の生体遮へい冷却空気排風機フィルタ室を拡張するため、間仕切り壁を撤去する。汚染されたコンクリートの解体撤去は、ブレーカ等により破砕し、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散的止措置を講じて概送する。 ・工具等を用いて粒子フィルタの取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて概送する。 ・工具等を用いて粒子フィルタの取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて網送する。	原子炉サービス建屋領域機器を解体撤去する。 ・機器の解体撤去に当たっては、原則として非汚 染機器から汚染機器の順に解体する。ただし、 機器の干渉等やむを得ず汚染機器がら解体する。 る場合は、できるだけ非汚染機器が汚染しない 措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断装置 により気中にて切断、もしくは、工具等を用い た取り外しを行い、必要に応じて容器に収納する 多等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	
核燃料物質に	着手要件	I		核燃料物質以	着手要件		I	
表7-2 核	対象機器・生体を膨った。 ・生体膨った。 ・生体酸った がおいる を を が が が が が が が が が が が が が が が が が	·制御棒駆動 装置 ·核計測装置 他		9 - 2	対象機器	・ 任体膳へい・ 治 力 な な な な な な な な な な な ま の は な な と	・制御棒駆動 装置 ・核計測装置 合	本文追加に 伴う番号の 変更
#[4]	場・原子の中一にスをはして、大人の中一に、スをは、	・原子/6寸 一 ビ ス 建屋		表	場所	原子がサービスを建一ビスを建	・原子炉サー ビス 一 ビス 建屋	
	工事件名 B. 原子与領 城縣休準 備工事	に 万 子 与 ナ 一 に ス 存 中 一 に ス 存 程 器 報 解 機 株 井 工 車			工事件名	e.原子与 域解体準 備工事	f. 原子子 一 レ ビ ン 与 品 器 器 報 数 様 本 工 事	

	変更前	第一発正措直計画変更則後比較表変更後		
	・ 全種屋内の解 母 本 を		完了要件 ・ 各種屋内の新 時 破 備 の 解 る こ と。 る こ と。	
去 (7/12)	安全確保対策 に、放射線防護上必要な場合 に、放射線防護上必要な場合 がた、局所排風機、局所 フィルタ等により放射性 粉じんの区域外拡散を防止する。 ・放射線防護上必要な場合 は、保護マスク等の着用に より放射性粉じんの吸い 込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物 処理設備、放射線管理設備、換気設備、放射(高、換気設備、放射線管理設備、投入心吸い シスを防止する。 ・原子が建屋、放射性廃棄物 や型設備、放射線管理設 備、換気設備、放射線管理設 備、換気設備、放射線管理設 一原子が建屋、放射性廃棄物 や型設備、放射線管理設 の理設備、放射線管理設 の理設備、放射線管理設 の理設備、放射線管理設 の理設備、放射性廃棄物 の理設備、放射性廃棄物 の理設備、放射性廃棄物 の理設備、放射性廃棄物 の理設備、放射性廃棄物 の理設備、放射性廃棄物 の理設備、放射性廃棄物 の理設備、放射性廃棄物 の理設備、放射性廃棄物 の理設備、放射性廃棄物 の理設備、放射性廃棄物 の理設を設定。 ・原子が重量、放射性廃棄物 の理である。 ・原子が重量、方のでので 理事を発展存置、 がする。	去 (7/12)	安全確保対策 に、放射線防護上心要な場合は、汚染拡大防止囲いを設定し、局所排風機、局所 フィルタ等により放射性 粉でんの区域外拡散を防止する。 ・原子何建屋、放射性務でんの吸い 込みを防止する。 ・原子何建屋、放射性療薬物 心理設備、放射線管理設備、換気設備、放射線管理設備、換気設備、放射線管理設 一度上が過程屋、放射性療薬物 の理設備、放射線管理設備、換気設備、放射性療験が 地理設備、放射線管理設備、投射性療薬物 の理設備、放射線管理設 の理設備、放射線管理設 の理設備、放射線管理設 の理設備、放射線管理設 がよがを防止する。 ・原子何建屋、放射性療薬物 や型設備、放射線管理設 の理設備、放射線管理設 の理設備、放射線管理設 の理設備、放射線管理設 の理設備、放射性療薬物 を理設備、放射性療薬物 を理設を設定しての吸い により放射性療薬物 の理設備、放射性療薬物 の理設備、放射性療薬物 を理設を設定しての吸い は手屋、カルトのののい がよりでしていて、 を関する。 理律屋、おりりの受い を理を配って、 を理を配って、 を理をを を表して、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を	
る汚染の除去及び解体撤去の工事方法	工事概要 各建屋的帯設備等の機器を解体撤去する。 ・機器の解体がまに当たっては、原則として 非汚染機器から汚染機器の順に解体する。 ただし、機器の下渉等やむを得ず汚染機器 から解体する場合は、できるだけ非汚染機 器が汚染しない措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断 装置により気中にて切断、もしくは、工具 等を用いた取り外しを行い、必要に応じて 容器に収納する等の汚染拡散防止措置を 講じて撤送する。	る汚染の除去及び解体撤去の工事方法	工事概要 各建屋附帯設備等の機器を解体撤去する。 ・機器の解体撤去に当たっては、原則として 非汚染機器から汚染機器の順ご解体する。 ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器 品が汚染しない措置を講じてから実施す る。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断 装置により気中にて切断、もしくは、工具 等を用いた取り外しを行い、必要に応じて 容器に収納する等の汚染拡散防止措置を 講じて搬送する。	
海による	事 一 本 本 本 本 本 本 本 本 も に は に に に に に に に に に に に に に	本には	幸 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
7-2 核燃料物	なるなる。 ない。 ない。 ない。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 は	9-2 核燃料物	なる機器 一、一次 大人 スト・	本文追加に 伴う番号の 変更
<u>表</u>	- 	#	場 平 本 本 本 本 本 本 本 本 本 も は に は に に に に に に に に に に に に に	· 发火
	\$6 各 带 解 工 學 殼 休 事 哈區 備 癥 所 缘 去		\$\frac{\text{si}}{\phi} \phi \text{ff} \qquad \qquad \text{ff} \qquad \qquad \text{ff} \qquad \text{ff} \qquad \qquad \text{ff} \qquad \qquad \qquad \text{ff} \qquad \qqqq \qqq \qqqq \qqq \qqq \qqqq \qqq \qqqq \qqqq \qqqq \qqqq \qqqq \qqqq \qqqq \qqq \qqq \qqq \qqqq \qqq \qqqq \qqqq \qqqq \qqqq \qqqq \qqq \qqqq \	

変更前		変更後		備考
表7-2 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法(8/12) 場所 対線機器 着手要件 工事概要 安全確保対策 ・原子炉 ・原子炉領域の炉内挿入物を取り出し撤去す ・作業区域に、汚染拡大防止・・・ ・ に乗びば、	# 4 を 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 3	<u>表9-2</u> 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法(8/12)	(8)原子が強	備考文ラ東

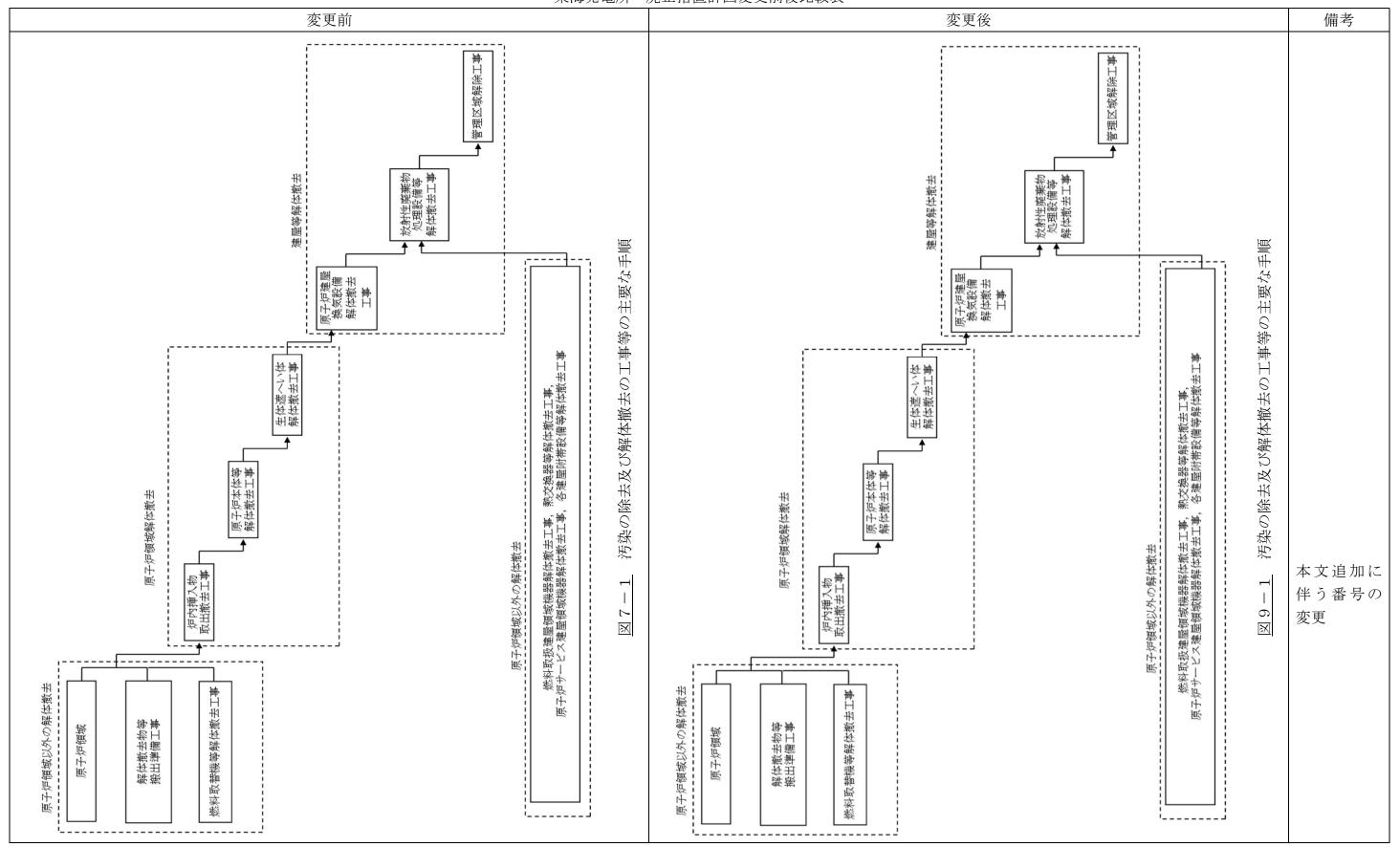
		701111	·置計画変更前後比較表 変更後	備考
$\overline{\pm 7-2}$ 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法 $(9/12)$	 上級体格 場 所 対象機器 上原子を (上井を)	<u>表9-2</u> 核燃料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法(9/12)	 上席子の	本伴変である。

		東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表 変更後	備考
	完了要件 ・生体膨入・体 の解体を完 了すること。	ル ・ ・ 本 の 解 ネ を で ア す さ こ よ で に に に に に に に に に に に に に	
方法 (10/12)	安全確保対策 ・作業区域に、汚染拡大防止囲いを 設営し、局所排風機、局所フィル タ等により放射性粉じんの区域 外拡散を防止する。 ・放射線レベルの高い区域では、遮 へいを用いて被ばく低減を図る。 ・解体撤去物等機出装置には、リミッタ等の衝突防止対策を講じましてる。 ・放射性廃液処理装置設置区域に る。・放射性廃液処理装置設置区域に は、せき又は溢水防止設備等を設置して汚染拡大防止を図る。・ が射線防護上必要な場合は、保護マスク等の着用により放射性粉でスク等の着用により放射性粉にんの吸い込みを防止する。・原子炉建屋、放射性廃棄物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃棄物処理違属。放射性廃	方法 (10/12) 安全確保対策 ・作業区域に、汚染拡大防止囲いを設定し、局所排風機、局所フィルタ等により放射性粉じんの区域外拡大を図域のでは、適くいを用いて被ばく低減を図る。・解体撤去物等機出装置には、リミッタ等の衝突防止対策を講じる。・放射性廃液処理装置設置区域には、せき又は溢水防止設備等を設置して汚染拡大防止を図る。・放射性路で入み等の着用により放射性粉にんの吸い込みを防止する。・原子原建屋、放射性痞薬物処理設備、放射線管理設備、換気設備、使人が線管理設備、換気設備、後気設備、使用済燃料冷却池建屋、放射性落理設備、換気線管理設備、換気設備、後気設備、後人が発性療	
る汚染の除去及び解体撤去の工事方法	工事概要 原子炉領域の生体遮へ、体を解体撤去する。 ・生体遮へ、体コンクリートは、機械的切断 装置(湿式ワイヤーソー切断)等により切 断撤去し、容器・以納して解体撤去物等機 出装置に撤送し、必要に応じて破砕して、 容器に収納する等の汚染拡散防止措置を 講じて搬送する。 ・湿式ワイヤーソー切断に伴い発生した庭 液は、放射性廃液処理装置(加圧式る過処 理等)を導入して、放射性液体廃棄物とし で処理する。 ・放射性廃液処理装置により発生する固体 状のスラッジ等は、放射性固体廃棄物とし で処理する。		
核燃料物質による	海原 瀬子 神子 ななな 神子。 やななな 大を なる といっ といっ といっ でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	器 ・ 京子可本 ・ 京子可本本 ・ 日本を 一 は まな	
2 核燃料	本を無い、本本語と、本	- 2	本文追加に伴う番号の
表7	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		変更
	工事件名 c. 生 体 聴 へ い 体 解 体 横 去 工 事	1. 1. 1. 2. 2. 2. 2. 2. 3. 4. 4. 4. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 1. </td <td></td>	

		変更前) , 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	度直計画変更削後比較表 変更後	備考
	完了要件 ・原子/pda 気設備の解 体を完了す ること。	・放射性癌薬物 の 展設 備等 る 水を 完 了 すること。		・ ・ が が を を の の の の の の の の の の の の の	
5方法(11/12)	安全確保対策 ・汚染機器の切断作業区域に、放射 線防護上必要な場合は、汚染拡大 防止囲いを設営し、局所排風機。 局所フィルタ等により放射性粉 じんの区域外拡散を防止する。 ・放射線防護上必要な場合は、保護 マスク等の着用により放射性粉 じんの吸い込みを防止する。 ・原子疗建屋、放射性廃棄物処理設 備、放射線管理設備、放射性溶液 処理建屋等を維持管理する。	・ 汚染機器の切断作業区域に、放射 線功護上必要な場合は、汚染拡大 防止囲いを設営し、局所排風機、 局所フィルタ等により放射性粉 じんの区域外拡散を防止する。 ・ 放射線防護上必要な場合は、保護 マスク等の着用により放射性粉じ んの吸い込みを防止する。 ・原子炉建屋、放射性廃棄物貯蔵設 備、換気設備、放射性廃棄物貯蔵設 備、換気設備、放射機管理設備、放 射性露液処理建屋、固化処理建屋、 サービス建屋、ドラム貯蔵庫等を 維持管理する。	[方法 (11/12)	安全確保対策 ・汚染機器の切断作業区域に 放射 総功護上必要な場合は、汚染拡大 防止囲いを設営し、局所排風機、 局所フィルタ等により放射性粉 じんの区域外拡散を防止する。 ・原子序建屋、放射性廃棄物の理設 備、放射線管理設備、放射性溶液 の理律屋等を維持管理する。 ・汚染機器の切断作業区域に 放射 線功護上必要な場合は、汚染拡大 防止囲いを設営し、局所排風機、 局所フィルタ等により放射性粉 じんの区域外拡散を防止する。 ・汚染機器の切断作業区域に 放射 線功護上必要な場合は、汚染拡大 防止囲いを設営し、局所排風機、 局所フィルタ等により放射性粉 じんの区域外拡散を防止する。 ・原子序建屋、放射性廃棄物肝凝設 備、換気設備、放射機管理誤場、放 備、換気設備、放射機管理誤場、放 制性溶液処理建屋、固化処理建屋、 サービス建屋、ドラム貯蔵庫等を 維持管理する。 非特管理する。	
る汚染の除去及び解体撤去の工事方法	工事概要 ・機器の解体撤去に当たっては、原則として 非汚染機器から汚染機器の順ご解体する。 ただし、機器の下渉等やむを得ず汚染機器 から解体する場合は、できるだけ非汚染機器 おが汚染しない措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断 装置により気中にて切断、もしくは、工具 等を用いた取り外しを行い、必要に応じて 容器に収納する等の汚染拡散防止措置を 講じて概送する。	性。 財 の 大 梨 罰 器 じ	る汚染の除去及び解体撤去の工事方法	工事概要 原子炉建屋換気設備の機器を解体截去する。 ・機器の解体撤去に当たっては、原則として 非汚染機器から汚染機器の順に解体する。 ただし、機器の干渉等やむを得ず汚染機器 から解体する場合は、できるだけ非汚染機 器が汚染しない措置を講じてから実施する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断 装置により気中にて切断、もしくは、工具 等を用いた取り外しを行い、必要に応じて 容器に収納する等の汚染拡散的止措置を 講じて搬送する。 が外性廃棄物処理設備等の機器を解体撤去 する。 が外性廃棄物処理設備等の機器を解体撤去 する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断 等とっては、小型可搬式の廃棄物処理装置を 導入する。 ・汚染機器は、熱的切断装置又は機械的切断 装置により気中にて切断し、必要に応じて 容器に収納する等の汚染拡散防止措置を 講じて概送する。	
核燃料物質によ	着手要件 ・原子/存領域 解 体 複 法 る た フ す る こ と。	県換解エアと県以体完こ 大久徹下か 建設徹をる 御の去す。 壁舗去完こ 域解をる	核燃料物質によ	着原解をる 原験解エアと原以体完と 子気体事す。子外撒アシ。 健徹でいと 健様をる 領の去す 魔法大気、 連続散をる 領の去す 屋舗去完こ 域解をる	
2	対象機器・ ・ 生存 を 力 を 数 を 数 を 数 を 数 を 数 を 数 を 数 を 数 を 数	使用済燃料冷却水地 地水の理系 ・	- 2	本 対象機器 世 任 所 本 小 か 地 空 気 排 画 機 他 基 本 水 の 理 糸 ・ 市 ル タ ル た は	本文追加に 伴う番号の 変更
表7	場所・原子がサービス建屋	・使用済然料 ・	楽	場 ・ 原子がサー ・ で ス 健 居	多 史
	工事件名 (4) 建屋等縣 存横太 品, 原子与 建 屋	A A A A A A A A A A A A A A		(4) 場性(4) 等性性 等性性 等性性 等性性 等性性 等性 等性 性質 性質 性質 性質 性質 性質 性質 性質 性質 性	

変更前	変更後	備考
<u>完了</u> 要件 ・管理区域の解 ること。 ること。	第17要件 ・管理区域の解 ること。 うこと。	
安全確保対策 ・汚染されたコンクリート等は、 汚染されたコンクリート等は、 所規関機、局所フィルタ等により が射性粉じんの区域外拡散 を防止する。 ・原子的差の着用により放射 性粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子的建屋、放射性廃棄物貯蔵 設備、放射線管理設備、放射性 廃液処理建屋、固化処理建屋、 ドラム貯蔵庫、サービス建屋等 を維持管理する。	ち法 (12/12) 安全確保対策 ・汚染されたコンクリート等は、 汚染なれたコンクリート等は、 汚染なれたコンクリート等は、 汚染拡大防止囲いを設営し、局 所は制機、局所フィルタ等により放射 を防止する。 ・放射機筋薄上必要な場合は、保 護マスク等の着用により放射 性粉じんの吸い込みを防止する。 ・原子所建屋、放射性廃棄物貯蔵 設備、放射機管理設備、放射性 廃液処理建屋、固化処理建屋、 ドラム貯蔵庫、サービス建屋、 ホットワークショップ建屋等 を維持管理する。	
工事概要 各建屋に残った活染されたコンクリート等 する。 ・汚染を除去して、すべての管理区域を解除 する。 ・汚染されたコンクリート等は、はつり装置 によるはつり等を行い、必要に応じて容器 に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて が勝送する。 ・汚染の株別を確認 (経済産業大臣の定める管理区域の設定 基準を超えないこと及び放射性物質につ いての放射能濃度が放射線による障害の いての放射能濃度が放射線による障害の り、ことの確認)した上で管理区域を解除す る。	る汚染の除去及び解体散去の工事方法 工事概要 「江事概要 ・	
着 動力 関連 を の の の を を の の を を の の に に の の に の の に の の の の の の の の の の の の の	機器 一部での記される。 一部での記される。 一部では、 一のでは、	
40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	本文追加に 伴う番号の
場原使冷塵故処国屋やな繁腫が屋に、大田和の田屋となる間で、大田田の田屋となる。 神経を理解を出るなる。 神経を強い は、	場・通子が通過できる。 ・ 通子が通過できる。 ・ 一面では、 ・ 一面では、 ・ 一面に、 ・ 一面に、 ・ 一点、 ・ 一。 ・ 一。	変更
2. 管理区域 解除工事	2.	

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表



注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄	十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄	
1 放射性気体廃棄物	1 放射性気体廃棄物	伴う番号の変更
放射性気体廃棄物は、廃止措置の基本方針に基づき、法令及び告示に基づいて適切	放射性気体廃棄物は、廃止措置の基本方針に基づき、法令及び告示に基づいて適切	
に処理を行って管理放出する。	に処理を行って管理放出する。	
1. 1 放射性気体廃棄物の種類	1. 1 放射性気体廃棄物の種類	
原子炉の運転中及び既に実施済の解体工事で発生した放射性気体廃棄物は全て処	原子炉の運転中及び既に実施済の解体工事で発生した放射性気体廃棄物は全て処	
分済みである。	分済みである。	
廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物は,放射化金属の切断,黒鉛ブロック	廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物は,放射化金属の切断,黒鉛ブロック	
の切断,汚染金属の切断,放射化コンクリートの切断,汚染コンクリートの表面はつ	の切断,汚染金属の切断,放射化コンクリートの切断,汚染コンクリートの表面はつ	
り及び原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理に伴う放射性粉じんであ	り及び原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理に伴う放射性粉じんであ	
る。なお、廃止措置対象施設から全ての燃料が搬出されているため、放射性よう素及	る。なお、廃止措置対象施設から全ての燃料が搬出されているため、放射性よう素及	
び放射性希ガスは発生しない。	び放射性希ガスは発生しない。	
1. 2 放射性気体廃棄物の処理処分の方法	1. 2 放射性気体廃棄物の処理処分の方法	本文追加に伴う番号の
放射性気体廃棄物の処理フローを <u>図8-1</u> に示す。	放射性気体廃棄物の処理フローを <u>図10-1</u> に示す。	変更
廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物については、 <u>表7-2</u> に示した核燃	廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物については、 <u>表9-2</u> に示した核燃	本文追加に伴う番号の
料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法に基づき、汚染拡大防止囲いを用	料物質による汚染の除去及び解体撤去の工事方法に基づき、汚染拡大防止囲いを用	変更
い, 局所フィルタ等を通した後, 既設建屋換気系を経由して排気筒又は排気口から大	い, 局所フィルタ等を通した後, 既設建屋換気系を経由して排気筒又は排気口から大	
気へ放出する。なお、安全貯蔵期間終了後においては、原子炉建屋換気系に高性能粒	気へ放出する。なお、安全貯蔵期間終了後においては、原子炉建屋換気系に高性能粒	
子フィルタ装置を導入して、放射性気体廃棄物の放出量を低減させる。	子フィルタ装置を導入して、放射性気体廃棄物の放出量を低減させる。	
既設の建屋換気系が設置されていない場合及び建屋換気系を解体撤去する場合に	既設の建屋換気系が設置されていない場合及び建屋換気系を解体撤去する場合に	
は、必要に応じて汚染拡大防止囲いを用い、局所フィルタ等を通した後、大気へ放出	は、必要に応じて汚染拡大防止囲いを用い、局所フィルタ等を通した後、大気へ放出	
する。	する。	

東海発電所	廃止措置計画変更前後比較表	
変更前	変更後	備考
1. 3 放射性気体廃棄物の推定放出量	1.3 放射性気体廃棄物の推定放出量	
廃止措置期間中の放射性気体廃棄物の推定放出量を表8-1に示す。	廃止措置期間中の放射性気体廃棄物の推定放出量を表10-1に示す。	本文追加に
1. 4 放射性気体廃棄物の放出管理	1. 4 放射性気体廃棄物の放出管理	伴う番号の
放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気筒及び排気口等において、粒子状放	放射性気体廃棄物の放出に当たっては、排気筒及び排気口等において、粒子状放	変更
射性物質濃度を測定監視し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	射性物質濃度を測定監視し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	
等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める	等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める	
周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないように管理する。	周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないように管理する。	
放射性気体廃棄物の放出管理は,廃止措置工事に伴って発生すると想定される	放射性気体廃棄物の放出管理は,廃止措置工事に伴って発生すると想定される	
放射性気体廃棄物の放出による一般公衆への影響評価結果を踏まえ, 日常的に測	放射性気体廃棄物の放出による一般公衆への影響評価結果を踏まえ, 日常的に測	
定管理可能な観点から, γ線放出核種 (Co-60及び Cs-137) を対象として行う。	定管理可能な観点から, γ線放出核種 (Co-60及び Cs-137) を対象として行う。	
廃止措置期間中においては、 <u>表8-1</u> に示す放出管理目標値(合計)を超えない	廃止措置期間中においては、 <u>表10-1</u> に示す放出管理目標値(合計)を超えな	
ように努める。	いように努める。	伴う番号の 変更

東海発電所	廃止措置計画変更前後比較表	
変更前	変更後	備考
2. 2 放射性液体廃棄物の処理処分の方法	2. 2 放射性液体廃棄物の処理処分の方法	★ ★ 泊 fm)>
放射性液体廃棄物の処理フローを <u>図8-2</u> に示す。	放射性液体廃棄物の処理フローを <u>図10-2</u> に示す。	本文追加に伴う番号の
生体遮へい体解体撤去工事に伴い発生する放射化コンクリートの湿式切断に	生体遮へい体解体撤去工事に伴い発生する放射化コンクリートの湿式切断に	変更
伴う廃液は、放射性廃液処理装置でろ過処理及び中和処理をした後、洗濯廃液処	伴う廃液は、放射性廃液処理装置でろ過処理及び中和処理をした後、洗濯廃液処	
理系で処理し,処理後の廃液は,放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区	理系で処理し、処理後の廃液は、放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区	
域外の水中の濃度限度を超えないことを確認して、放水口から海洋に放出する。	域外の水中の濃度限度を超えないことを確認して,放水口から海洋に放出する。	
また, ろ過処理により発生する固体状のスラッジは, 解体撤去物等搬出装置で固	また, ろ過処理により発生する固体状のスラッジは, 解体撤去物等搬出装置で固	
体状物質として処理する。	体状物質として処理する。	
管理区域内作業で使用した防護服等の洗濯に伴い発生する洗濯廃液等は洗濯	管理区域内作業で使用した防護服等の洗濯に伴い発生する洗濯廃液等は洗濯	
廃液処理系で,また,保護マスク,靴等の洗浄に伴い発生する洗浄水及び機器ド	廃液処理系で,また,保護マスク,靴等の洗浄に伴い発生する洗浄水及び機器ド	
レン等は雑廃液処理系で処理し、処理後の廃液は、放射性物質濃度が線量告示に	レン等は雑廃液処理系で処理し、処理後の廃液は、放射性物質濃度が線量告示に	
定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超えないことを確認して, 放水口から海	定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超えないことを確認して,放水口から海	
洋に放出する。	洋に放出する。	
2. 3 放射性液体廃棄物の推定放出量	2.3 放射性液体廃棄物の推定放出量	
廃止措置期間中の放射性液体廃棄物の最大年間推定放出量を表8-2に示す。	廃止措置期間中の放射性液体廃棄物の最大年間推定放出量を <u>表10-2</u> に示	
	す。	伴う番号の 変更

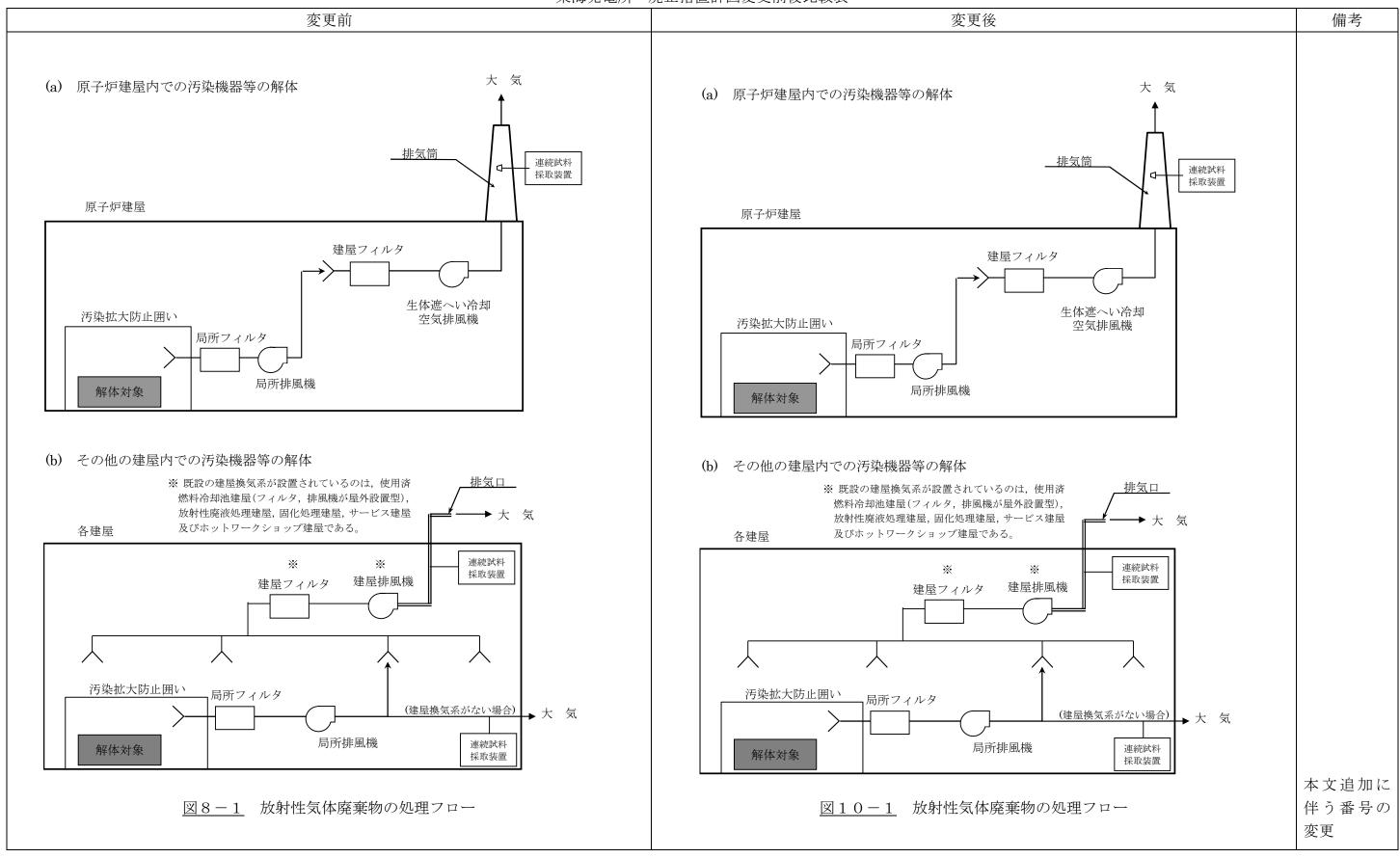
変更後 変更前 備考 2. 4 放射性液体廃棄物の放出管理 2. 4 放射性液体廃棄物の放出管理 放射性液体廃棄物の放出に当たっては,ディレイタンクに一時貯留した後,放射 放射性液体廃棄物の放出に当たっては,ディレイタンクに一時貯留した後,放射 性物質の濃度を測定し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超え 性物質の濃度を測定し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度を超え ないように管理する。 ないように管理する。 放射性液体廃棄物の放出管理は,廃止措置工事に伴って発生すると想定される 放射性液体廃棄物の放出管理は,廃止措置工事に伴って発生すると想定される 放射性液体廃棄物の放出による一般公衆への影響評価結果を踏まえ,日常的に測 放射性液体廃棄物の放出による一般公衆への影響評価結果を踏まえ,日常的に測 定管理可能な観点から、γ線放出核種 (Co-60, Cs-137, Eu-152 及び Eu-154) 定管理可能な観点から,γ線放出核種(Co-60, Cs-137, Eu-152 及び Eu-154) を対象として行う。廃止措置期間中においては、表10-2に示す年間放出管理 を対象として行う。廃止措置期間中においては、表8-2に示す年間放出管理目 本文追加に 伴う番号の 標値(合計)を超えないように努める。 目標値(合計)を超えないように努める。 変更

東海発電所	廃止措置計画変更前後比較表 第一時間	,
変更前	変更後	備考
3. 2 核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分の方法	3. 2 核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分の方法	
(1) 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物	(1) 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物	
原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物は、その性状及び汚染レベルに	原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物は、その性状及び汚染レベルに	
応じて,放射能レベルの比較的高い低レベル放射性廃棄物(余裕深度処分対象。	応じて,放射能レベルの比較的高い低レベル放射性廃棄物(余裕深度処分対象。	
以下「L1」という。)又は放射能レベルの比較的低い低レベル放射性廃棄物	以下「L1」という。)又は放射能レベルの比較的低い低レベル放射性廃棄物	
(ピット処分対象。以下「L2」という。)として,以下のとおり処理する。原	(ピット処分対象。以下「L2」という。)として,以下のとおり処理する。原	
子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理フローを図8-3に示す。	子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理フローを図10-3に示す。	本文追加に
雑固体廃棄物のうち可燃性のものは, 雑固体廃棄物焼却設備(東海第二発電所と	雑固体廃棄物のうち可燃性のものは, 雑固体廃棄物焼却設備(東海第二発電所と	伴う番号の 変更
共用)で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。	共用)で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。	
不燃性の雑固体廃棄物(黒鉛スリーブ,使用済燃料スプリッタ,制御棒,チャー	不燃性の雑固体廃棄物(黒鉛スリーブ,使用済燃料スプリッタ,制御棒,チャー	
ジシュート等含む。)のうちL1に相当するものは、解体撤去物等搬出装置で必	ジシュート等含む。)のうちL1に相当するものは、解体撤去物等搬出装置で必	
要に応じて処理を行い, 廃棄体の基準に応じて処分容器に封入する。 L 2 に相	要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に封入する。L2に相	
当するものは,必要に応じて雑固体減容処理設備(東海第二発電所と共用)で処理	当するものは,必要に応じて雑固体減容処理設備(東海第二発電所と共用)で処理	
し、ドラム缶に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行	し、ドラム缶に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行	
い、廃棄体の基準に応じて処分容器に固型化する。	い、廃棄体の基準に応じて処分容器に固型化する。	
放射性液体廃棄物の処理の結果発生した蒸発固化体は、セメント混練固化装置	放射性液体廃棄物の処理の結果発生した蒸発固化体は、セメント混練固化装置	
(東海第二発電所と共用)でドラム缶に固化する。	(東海第二発電所と共用) でドラム缶に固化する。	
放射性液体廃棄物の処理の結果発生した使用済砂及び樹脂は、スラッジ貯蔵タ	放射性液体廃棄物の処理の結果発生した使用済砂及び樹脂は、スラッジ貯蔵タ	
ンクから取り出した後、セメント混練固化装置でドラム缶に固化する。	ンクから取り出した後、セメント混練固化装置でドラム缶に固化する。	

は、ドラム缶又は鉄箱から取り出した後、その性状及び汚染レベルに応じて区分し、以下のとおり処理する。既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを図8-4に示す。 雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。 雑間体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。 放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶) 既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質 既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質		備考
既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質は、ドラム缶又は鉄箱から取り出した後、その性状及び汚染レベルに応じて区分し、以下のとおり処理する。既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを図8-4に示す。 雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。 雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。 放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体滅容処理設備で処理し、ドラム缶 Eに実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを図10-4に示す。	既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質	(2) 既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質	
は、ドラム缶又は鉄箱から取り出した後、その性状及び汚染レベルに応じて区分し、以下のとおり処理する。既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを図8-4に示す。 雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。 雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。 放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。 L 2 に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶 L 2 に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶 L 2 に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶			
し、以下のとおり処理する。既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを図8-4に示す。 雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。 雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。 放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶	は ドラム缶又は鉄箱から取り出した後 その性状及び汚染レベルに広じて区分	既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質	
て汚染された固体状物質の処理フローを図8-4に示す。 雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は 不燃性の雑固体廃棄物として処理する。 雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。 放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶 に汚染された固体状物質の処理フローを図10-4に示す。 雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰に 不燃性の雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。 放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。 L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶	10, 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1 , 1	は、ドラム缶又は鉄箱から取り出した後、その性状及び汚染レベルに応じて区分	
雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は 雑固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は 不燃性の雑固体廃棄物として処理する。	し、以下のとおり処理する。既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によっ	し、以下のとおり処理する。既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によっ	
不燃性の雑固体廃棄物として処理する。	て汚染された固体状物質の処理フローを $図8-4$ に示す。	て汚染された固体状物質の処理フローを図10-4に示す。	本文追加
雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。 放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所 定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供すること とする。 L 2 に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶	雑固体廃棄物のうち可燃性のものは, 雑固体廃棄物焼却設備で焼却し, 焼却灰は	雑固体廃棄物のうち可燃性のものは, 雑固体廃棄物焼却設備で焼却し, 焼却灰は	伴う番号 変更
放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所 定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供すること とする。 L 2 に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶	不燃性の雑固体廃棄物として処理する。	不燃性の雑固体廃棄物として処理する。	
定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供すること とする。 L 2 に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶 L 2 に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶	雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。	雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。	
とする。	放射性物質として扱う必要のない物については,原子炉等規制法に定める所	放射性物質として扱う必要のない物については, 原子炉等規制法に定める所	
L2に相当するものは,必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し,ドラム缶 L2に相当するものは,必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し,ドラム缶 L2に相当するものは,必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し,ドラム缶	定の手続き及び確認を経て施設から搬出し,可能な限り再生利用に供すること	定の手続き及び確認を経て施設から搬出し,可能な限り再生利用に供すること	
	とする。	とする。	
に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の其 に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の其	L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶	L2に相当するものは、必要に応じて雑固体減容処理設備で処理し、ドラム缶	
[[四至[[]]]] 1000,所作版名[[]] 1100 [[] 1100	に固型化するか,解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い,廃棄体の基	に固型化するか,解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い,廃棄体の基	
準に応じて処分容器に固型化する。	準に応じて処分容器に固型化する。	準に応じて処分容器に固型化する。	
放射性液体廃棄物の処理の結果発生した蒸発固化体は、セメント混練固化装置 放射性液体廃棄物の処理の結果発生した蒸発固化体は、セメント混練固化装置	放射性液体廃棄物の処理の結果発生した蒸発固化体は, セメント混練固化装置	放射性液体廃棄物の処理の結果発生した蒸発固化体は, セメント混練固化装置	
でドラム缶に固化する。	でドラム缶に固化する。	でドラム缶に固化する。	

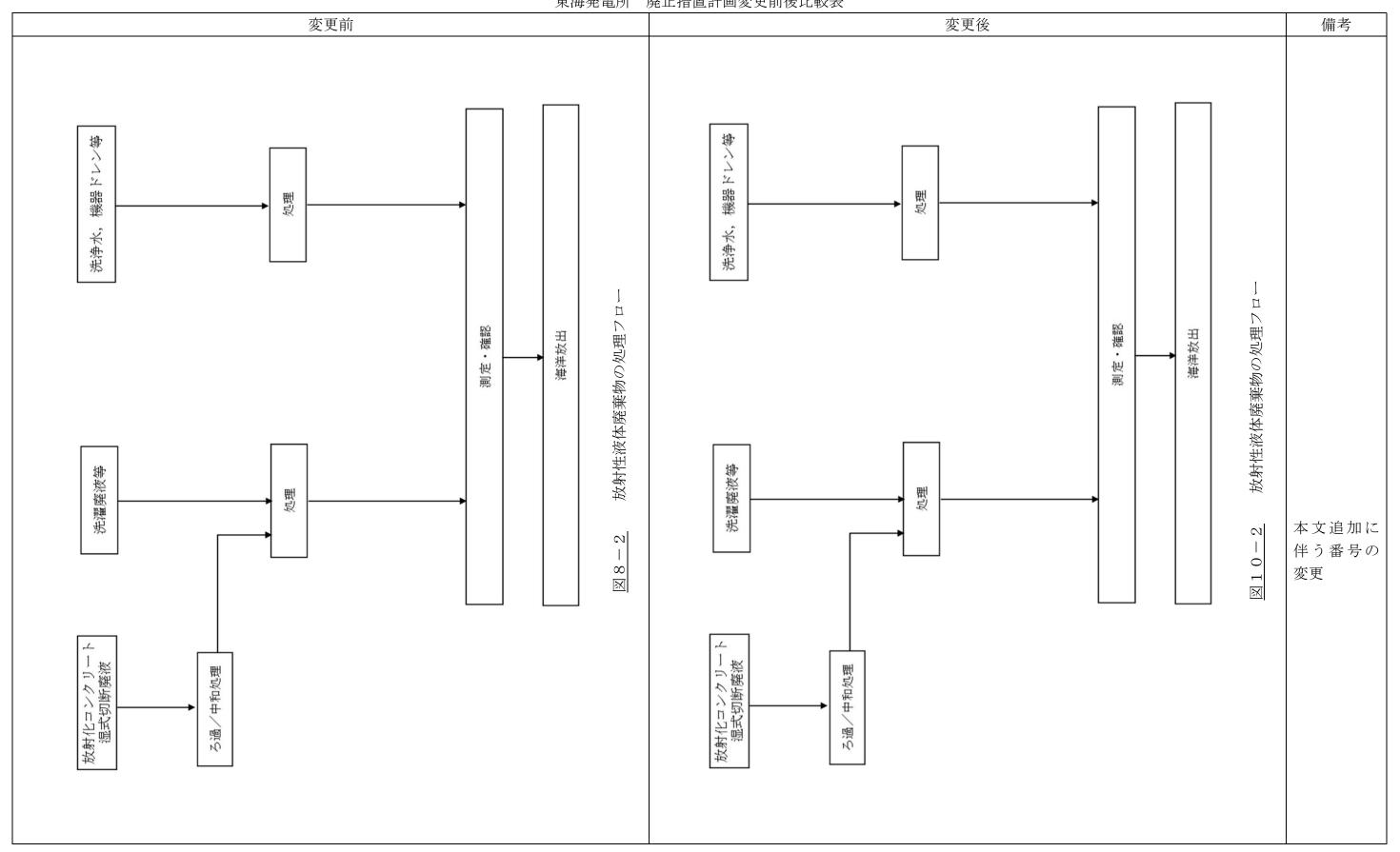
止措置計画変更前後比較表	
変更後	備考
(3) 廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質	
廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質は、そ	
の性状及び汚染レベルに応じて分別管理して、以下のとおり処理する。廃止措	
置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを	
<u>図10-5</u> に示す。	本文追加
L1に相当するものは、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、	伴う番号 変更
廃棄体の基準に応じて処分容器に封入する。	
雑固体廃棄物のうち可燃性のものは, 雑固体廃棄物焼却設備で焼却し, 焼却灰は	
不燃性の雑固体廃棄物として処理する。	
雑固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。	
放射性物質として扱う必要のない物については, 原子炉等規制法に定める所	
定の手続き及び確認を経て施設から搬出し,可能な限り再生利用に供すること	
とする。	
L2 (固体状のスラッジを含む。) に相当するものは, 必要に応じて雑固体減	
容処理設備で処理し、ドラム缶に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に	
応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に固型化する。	
	変更後 (3) 廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質 廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質は、その性状及び汚染レベルに応じて分別管理して、以下のとおり処理する。廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理フローを 図10-5に示す。 L1に相当するものは、解体撤去物等搬出装置で必要に応じて処理を行い、廃棄体の基準に応じて処分容器に封入する。 維固体廃棄物のうち可燃性のものは、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は 不燃性の雑固体廃棄物として処理する。 推固体廃棄物のうち不燃性のものの処理は以下のとおり行う。 放射性物質として扱う必要のない物については、原子炉等規制法に定める所 定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再生利用に供することとする。 L2(固体状のスラッジを含む。)に相当するものは、必要に応じて雑固体減 容処理設備で処理し、ドラム缶に固型化するか、解体撤去物等搬出装置で必要に

東海発電所	廃止措置計画変更前後比較表	
変更前	変更後	備考
廃止措置期間を通して放射性固体廃棄物の保管量は、ドラム貯蔵庫及び固体	廃止措置期間を通して放射性固体廃棄物の保管量は、ドラム貯蔵庫及び固体	
廃棄物貯蔵庫の保管容量を超えないように管理する。安全貯蔵期間終了時にお	廃棄物貯蔵庫の保管容量を超えないように管理する。安全貯蔵期間終了時にお	
けるドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量の推定量評価結果を表8-3	けるドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量の推定量評価結果を表10-	本文追加に
に示す。	<u>3</u> に示す。	伴う番号の
放射性固体廃棄物は,廃止措置期間終了までに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄	放射性固体廃棄物は,廃止措置期間終了までに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄	変更
するものとし,原子炉領域解体撤去工程前までに廃棄先を確定する。原子炉領	するものとし,原子炉領域解体撤去工程前までに廃棄先を確定する。原子炉領	
域解体撤去工程前に廃棄先を確定できない場合は, 原子炉領域解体撤去工程に	域解体撤去工程前に廃棄先を確定できない場合は, 原子炉領域解体撤去工程に	
着手せず,安全貯蔵期間を延長するよう,廃止措置計画を変更することとする。	着手せず,安全貯蔵期間を延長するよう,廃止措置計画を変更することとする。	
3.3 核燃料物質によって汚染された固体状物質の推定発生量	3.3 核燃料物質によって汚染された固体状物質の推定発生量	
核燃料物質によって汚染された固体状物質の既保管量及び今後の推定発生量を	核燃料物質によって汚染された固体状物質の既保管量及び今後の推定発生量を	
<u>表8-4</u> に示す。	<u>表10-4</u> に示す。	本文追加に 伴う番号の 変更
4 管理の方法	4 管理の方法	
放射性気体廃棄物を適切に処理するために、既存の建屋、構築物及び換気施設を維持	放射性気体廃棄物を適切に処理するために、既存の建屋、構築物及び換気施設を維持	
管理する。必要に応じて、汚染拡大防止囲い、局所排風機、局所フィルタ及び局所排気	管理する。必要に応じて,汚染拡大防止囲い,局所排風機,局所フィルタ及び局所排気	
装置等を導入する。放射性気体廃棄物の放出管理を行うため、排気筒及び排気口等にお	装置等を導入する。放射性気体廃棄物の放出管理を行うため、排気筒及び排気口等にお	
いて粒子状放射性物質濃度を測定するとともに、測定に必要な放出管理用計測器を維持	いて粒子状放射性物質濃度を測定するとともに,測定に必要な放出管理用計測器を維持	
管理する。	管理する。	



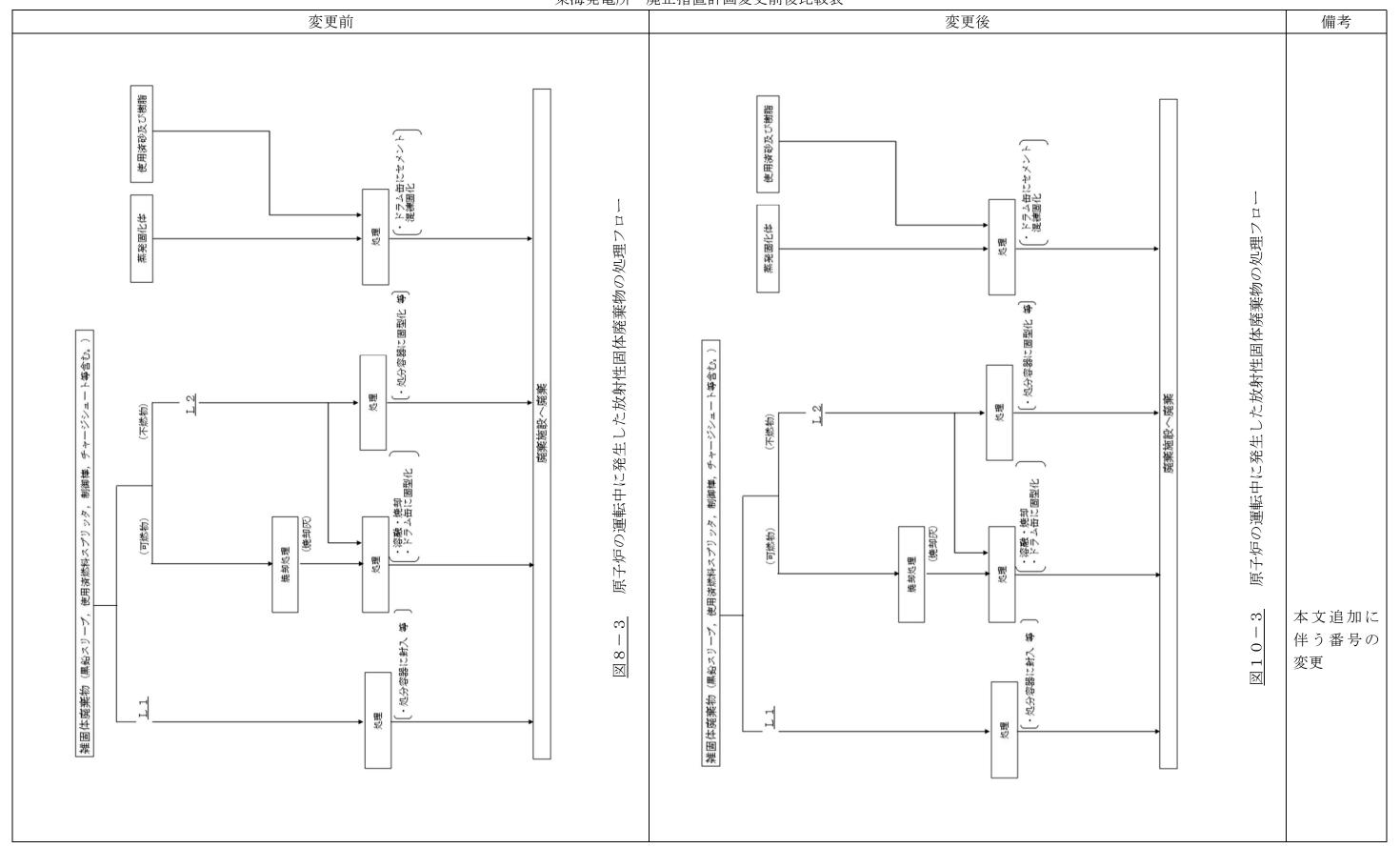
注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表



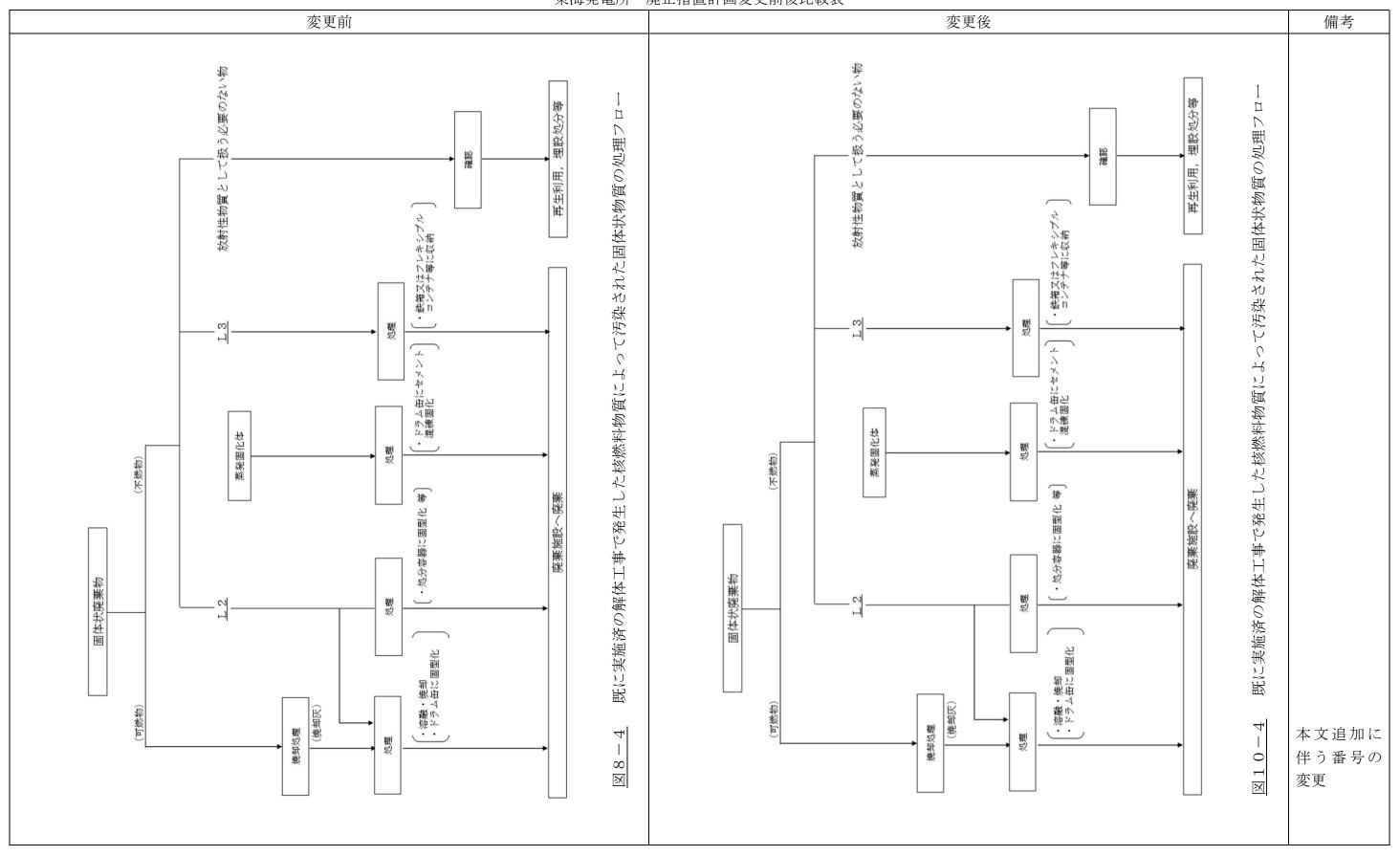
注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表



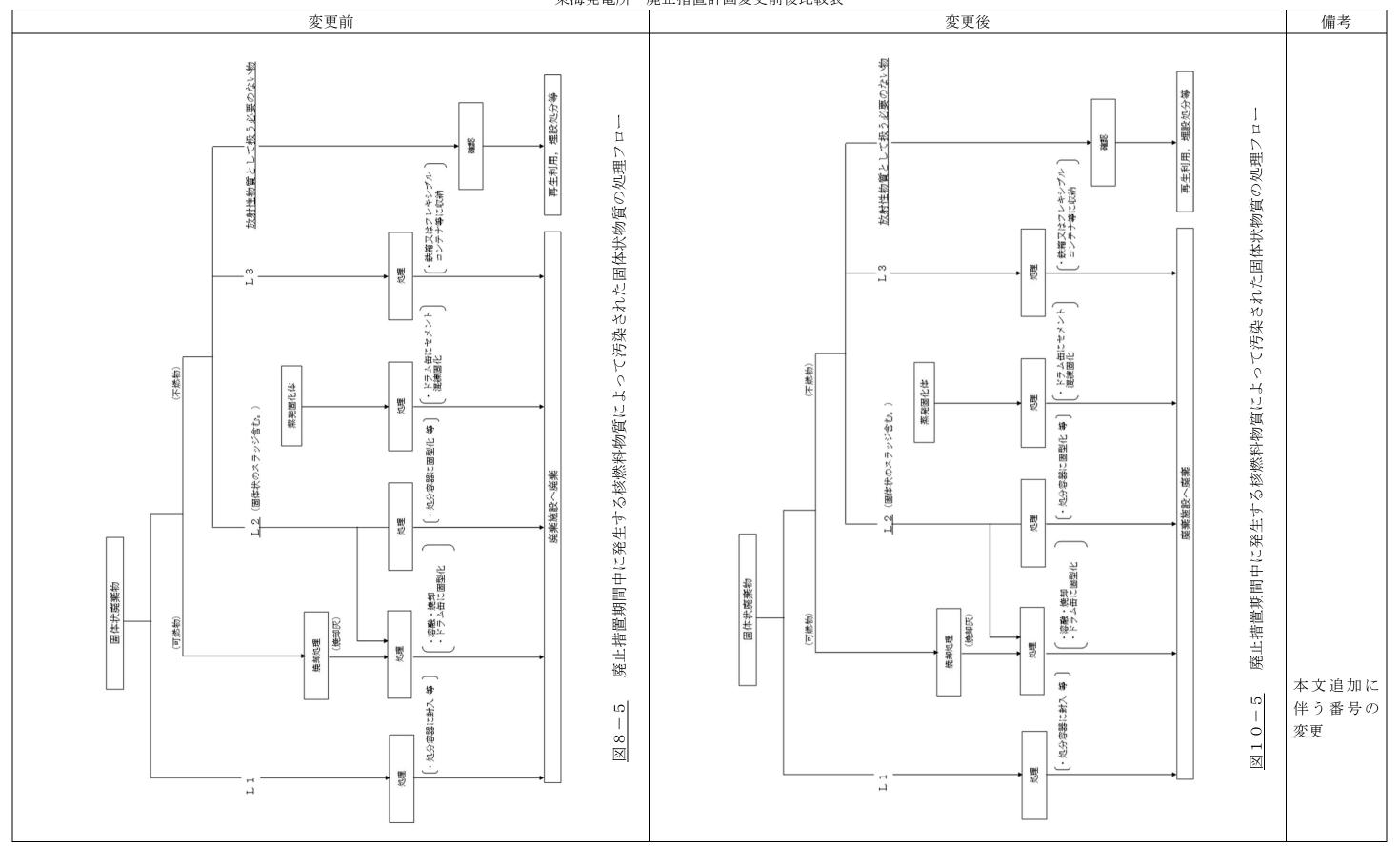
注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表



注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表



注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

	変更前		廃止措置計画変更前後比較表 	変更後		備考
± 0			= 1 0			本文追加し
表 8 一 2	1 放射性気体廃棄物の推定放出量		表10-	<u>- 1</u> 放射性気体廃棄物の推定放出量		伴う番号の
		(単位: Bq)			(単位: Bq)	変更
放射性核種	廃止措置期間中における推定放出量		放射性核種	廃止措置期間中における推定放出量		
Co-60	1.1×10^{10}		Co-60	1.1×10^{10}		
Cs-137	$3.6 imes10^8$		Cs-137	3.6×10^{8}		
放出管理目標値(合計)	1.1×10^{10}		放出管理目標値(合計)	1.1×10^{10}		
<u>表 8 一 2</u> 放	対性液体廃棄物の最大年間推定放出量	(単位:Bq/y)	表10-2	放射性液体廃棄物の最大年間推定放出量	(単位:Bq/y)	本文追加に 伴う番号の 変更
放射性核種	廃止措置期間中における 最大年間推定放出量		放射性核種	廃止措置期間中における 最大年間推定放出量		
H-3	3.8×10^{11}		H-3	3.8×10^{11}		
C-14	$6.5\! imes\!10^7$		C-14	$6.5\! imes\!10^7$		
Fe-55	$2.1 imes10^7$		Fe-55	$2.1 imes10^7$		
Co-60	$9.4\! imes\!10^6$		Co-60	$9.4\! imes\!10^6$		
Cs-137	$2.9\! imes\!10^6$		Cs-137	$2.9\! imes\!10^6$		
Eu-152	$2.0\! imes\!10^7$		Eu-152	$2.0\! imes\!10^7$		
Eu-154	$1.2\! imes\!10^6$		Eu-154	$1.2\! imes\!10^6$		
Pu-241	$1.9\! imes\!10^6$		Pu-241	$1.9\! imes\!10^6$		
全 α	$1.6\! imes\!10^5$		全 α	$1.6\! imes\!10^5$		
	$3.4\! imes\!10^7$	-	放出管理目標値(合計)*	$3.4\! imes\!10^7$		

					更前	東海発電所	廃止措置記 	凹发文刊	1次比拟 20			更後		備考
ム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量の推定量 (単位・**1)	安全貯蔵期間終了時におけるドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫推定保管量	47,400	28,400	19,000	74,600	00本), B(48,000本)の合計値	・ み貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量の推定量 (単位・**1)	ا ـــ ا	47,400	28,400	19,000	74,600	00本), B(48,000本)の合計値	
<u>表8-3</u> 安全貯蔵期間終了時におけるドラ、		ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量	1. 東海発電所分	3. 東海第二発電所分	ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管容量 ^{※2}	※1 単位は,200Lドラム缶換算の場合の本数 ※2 保管容量は,ドラム貯蔵庫(1,600本),固体廃棄物貯蔵庫A(25,000本),	<u> 表10-3</u> 安全貯蔵期間終了時におけるドラ		ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管量	1. 東海発電所分	3. 東海第二発電所分	ドラム貯蔵庫及び固体廃棄物貯蔵庫保管容量 ^{※2}		本文追加にで変更

変更前

表8-4 核燃料物質によって汚染された固体状物質の既保管量及び 今後の推定発生量

(単位:トン)

		既保管量(付随含む)	今後の 推定発生量	
放射的	能レベル区分	原子炉の運転中に 発生した放射性 固体廃棄物	既に実施済の解 体工事で発生し た核燃料物質に よって汚染され た固体状物質	廃止措置期間中 に発生する核燃 料物質によって 汚染された固体 状物質	合計*
	放射能レベルの 比較的高いもの (L 1)	30	0	1,540	約 1,600
低レベル 放射性 廃棄物	放射能レベルの 比較的低いもの (L 2)	3,980	380 [370]	10,360 [8,580]	約 14,800 [約 13,000]
	放射能レベルの 極めて低いもの (L 3)	-	240 [10]	12,380 [12,220]	約 12,700 [約 12,300]
放射性物質として扱う必要 のない物		-	1,170 [1,410]	37,690 [39,640]	約 38,900 [約 41,100]
É	h # *	約 4,100	約 1,800	約 62,000	約 67,800

(評価条件:原子炉停止13年後基準)

主)「 」は、解体後除染処理後の物量を示す。

なお、今後の推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。

- 1. 放射能レベル区分値については、以下のとおり。
- ・L1の区分値の上限値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第31条第2項に定める放射能濃度
- ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度
- ・L2とL3の区分値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第31条第1項に定める「固体状の物で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の濃度
- ・放射性物質として扱う必要のない物の区分値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する 法律」第61条の2第4項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に 含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度
- 2. 廃止措置期間中に発生する「放射性廃棄物でない廃棄物」の量は約128,700トンである。
- ※ 合計値については、百トン単位で切り上げ(端数処理のため合計値が一致しないことがある。)

表10-4 核燃料物質によって汚染された固体状物質の既保管量及び 今後の推定発生量

変更後

(単位:トン)

本文追加に 伴う番号の 変更

備考

		既保管量(付随含む)	今後の 推定発生量	
放射	能レベル区分	原子炉の運転中に 発生した放射性 固体廃棄物	既に実施済の解 体工事で発生し た核燃料物質に よって汚染され た固体状物質	廃止措置期間中 に発生する核燃 料物質によって 汚染された固体 状物質	合計※
	放射能レベルの 比較的高いもの (L 1)	30	0	1,540	約 1,600
低レベル 放射性 廃棄物	放射能レベルの 比較的低いもの (L 2)	3,980	380 [370]	10,360 [8,580]	約 14,800 [約 13,000]
	放射能レベルの 極めて低いもの (L 3)		240 [10]	12,380 [12,220]	約 12,700 [約 12,300]
放射性物質のない物	質として扱う必要	ı	1,170 [1,410]	37,690 [39,640]	約 38,900 [約 41,100]
4	計 **	約 4,100	約 1,800	約 62,000	約 67,800

(評価条件:原子炉停止13年後基準)

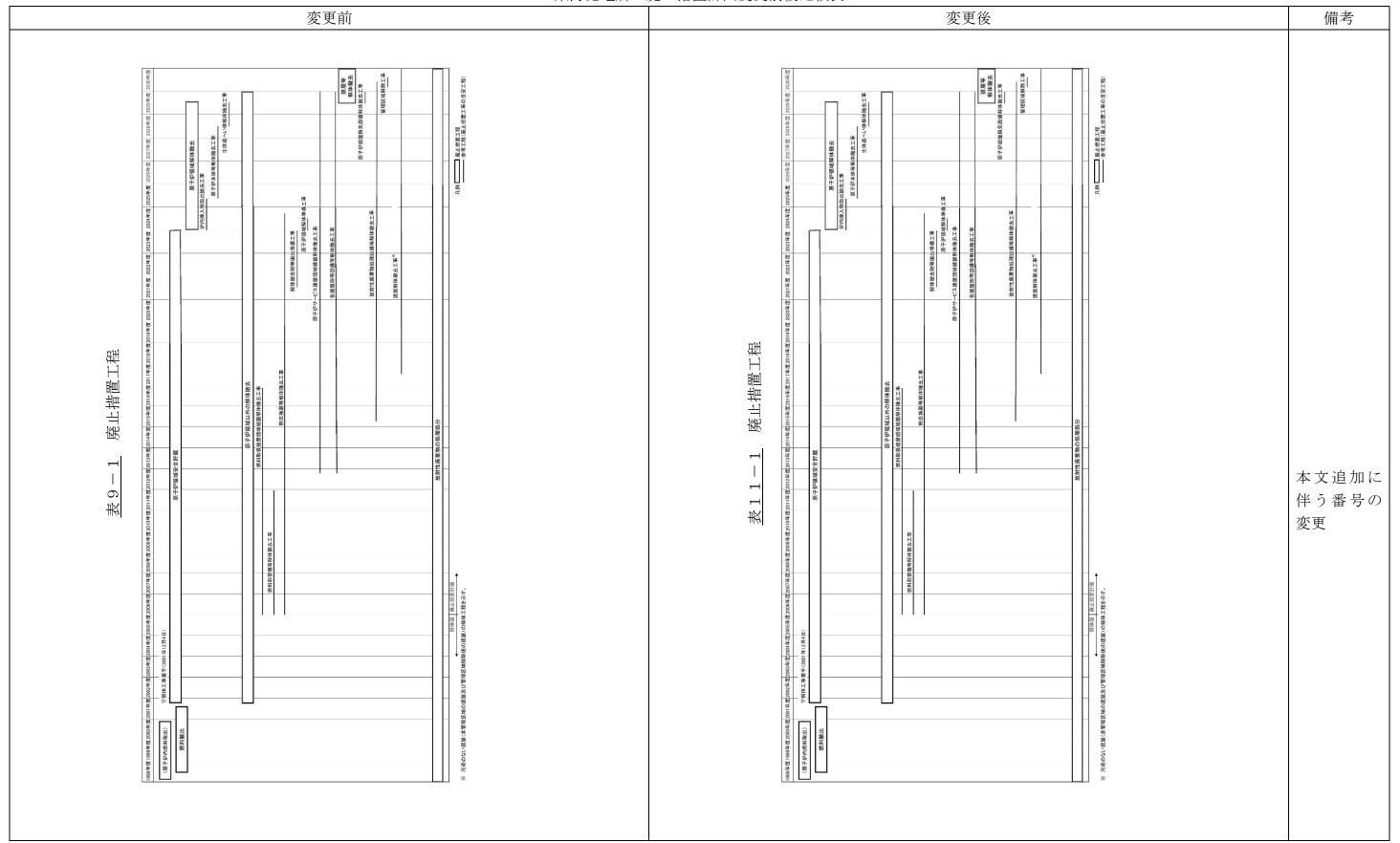
主)「は、解体後除染処理後の物量を示す。

なお、今後の推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。

- 1. 放射能レベル区分値については、以下のとおり。
- ・L1の区分値の上限値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第31条第2項に定める放射能濃度
- ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度
- ・L2とL3の区分値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第31条第1項に定める「固体状の物で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の濃度
- ・放射性物質として扱う必要のない物の区分値は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する 法律」第61条の2第4項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に 含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度
- 2. 廃止措置期間中に発生する「放射性廃棄物でない廃棄物」の量は約128,700トンである。
- ※ 合計値については、百トン単位で切り上げ(端数処理のため合計値が一致しないことがある。)

変更前	変更後	備考
九 廃止措置の工程	<u>十一</u> 廃止措置の工程	本文追加に
東海発電所の廃止措置は,平成 17 年法律第 44 号(平成 17 年 5 月 20 日公布「核原料物	東海発電所の廃止措置は,平成 17 年法律第 44 号(平成 17 年 5 月 20 日公布「核原料物	伴う番号の 変更
質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」)による法改正によ	質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」)による法改正によ	
り、この廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2030 年度までに	り、この廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2030 年度までに	本文追加に
終了する。廃止措置工程を <u>表9-1</u> に示す。	終了する。廃止措置工程を <u>表11-1</u> に示す。	伴う番号の
なお、廃止措置は長期にわたるものであるため、 $\underline{89-1}$ の工程表の終了時期以外の時	なお、廃止措置は長期にわたるものであるため、 $表11-1$ の工程表の終了時期以外の	変更 本文追加に
間軸については, $2 - 1$ に記載した工事の順序を遵守して, $2 - 3$ 年の幅で管理しつつ	時間軸については、 $図9-1$ に記載した工事の順序を遵守して、 $2\sim3$ 年の幅で管理しつ	
工事を実施していく。	つ工事を実施していく。	変更 本文追加に
		伴う番号の
		変更

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表



注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表 変更前	変更後	 備考
十二 廃止措置に係る品質マネジメ	ントシステム	実用炉規則
		の改正に伴う変更(新規
	電所の安全を達成・維持・向上させるため,東海発電所	追加)
設置変更許可申請本文第十一号の	「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理	
	」に基づき、健全な安全文化を育成し、及び維持するた	
	廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、保	
安規定の品質マネジメントシステ		
	ステム計画に基づき,廃止措置に関する保安活動の計画,	
	セスを保安規定及び品質保証規程並びにそれらに基づく	
下部規程により明確にし、これら	を効果的に運用することにより、廃止措置期間中におけ	
る東海発電所の安全の達成、維持	及び向上を図る。	

	廃止措置計画変更前後比較表 変更後	備考
添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	
2.1.1 放射性気体廃棄物に起因する実効線量	2.1.1 放射性気体廃棄物に起因する実効線量	
(1) 放射性気体廃棄物の発生源	(1)放射性気体廃棄物の発生源	
廃止措置工事は「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体		
の方法」,「 <u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「 <u>八</u> 核燃料物質又は核燃料物質	の方法」,「 <u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「 <u>十</u> 核燃料物質又は核燃料物質	本文追加に伴う番号の
によって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。それら工事	によって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。それら工事	変更
によって発生する放射性気体廃棄物としては、下記の作業に伴う放射性粉じんを想定	によって発生する放射性気体廃棄物としては、下記の作業に伴う放射性粉じんを想定	
する。	する。	
・ 放射化金属の切断	・ 放射化金属の切断	
・黒鉛ブロックの切断	・黒鉛ブロックの切断	
・ 汚染金属の切断	・汚染金属の切断	
・ 放射化コンクリート(生体遮へい体)の切断	・ 放射化コンクリート(生体遮へい体)の切断	
・ 汚染コンクリートの表面はつり	・ 汚染コンクリートの表面はつり	
・ 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理	・原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理	
(2) 評価対象核種	(2)評価対象核種	
評価対象核種は、線量評価指針と同様の考え方に基づき、線量評価結果に対する寄	評価対象核種は、線量評価指針と同様の考え方に基づき、線量評価結果に対する寄	
与の大きい主要核種を選定する。具体的には、ハンドブックの考え方を参考に、放射性	与の大きい主要核種を選定する。具体的には、ハンドブックの考え方を参考に、放射性	
気体廃棄物に含まれる 55 核種のうち, 評価被ばく経路における線量評価に対して寄与	気体廃棄物に含まれる 55 核種のうち, 評価被ばく経路における線量評価に対して寄与	
の大きい核種から選定する。 ⁽¹⁾	の大きい核種から選定する。 ⁽¹⁾	
以上のことから、放射性気体廃棄物に含まれる核種のうち、評価被ばく経路におけ	以上のことから、放射性気体廃棄物に含まれる核種のうち、評価被ばく経路におけ	
る線量評価に対する寄与割合が 90%以上となる Co-60 を評価対象核種として選定す	る線量評価に対する寄与割合が 90%以上となる Co-60 を評価対象核種として選定す	
る。	る。	

	1
2.1.1 放射性気体廃棄物に起因する実効線量	
(3)環境放出量評価	
c. 汚染拡大防止囲い内及び建屋のフィルタの捕集効率	
	 本文追加に
	伴う番号の
炉領域機器を解体撤去する計画である。また, 既設の建屋換気系は工事工程に応じて	変更
維持され,使用済燃料冷却池建屋,放射性廃液処理建屋及び固化処理建屋での機器解	
体工事においては、建屋フィルタにて気体廃棄物を処理した後に放出される。それら	
廃止措置の計画に基づく,各工事における換気設備の建屋フィルタの捕集効率は,表	
3-1-5に示すとおりとする。	
なお、汚染拡大防止囲い設置時の汚染拡大防止囲い内局所フィルタの捕集効率に	
ついては表3-1-6に示すとおりとする。	
d. 大気への放出方法	
各工事で発生した放射性気体廃棄物の大気への放出方法を表3-1-5に示す。原	
子炉建屋内(燃料取扱建屋領域、原子炉サービス建屋領域を除く。)での工事に伴う	
放出は排気筒より、それ以外の工事については各建屋排気口より行う。なお、排気筒	排気筒短り
の実効線量の評価においては保守的に放出位置を地上と仮定する。	化に伴う評価位置の変
	更
	c. 汚染拡大防止囲い内及び建屋のフィルタの捕集効率 「九 核燃料物質による汚染の除去」に示されているように、生体遮へい体冷却空気排風機の粒子フィルタを高性能粒子フィルタへ変更した後、炉内構造物等の原子炉領域機器を解体撤去する計画である。また、既設の建屋換気系は工事工程に応じて維持され、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋及び固化処理建屋での機器解体工事においては、建屋フィルタにて気体廃棄物を処理した後に放出される。それら廃止措置の計画に基づく、各工事における換気設備の建屋フィルタの捕集効率は、表3-1-5に示すとおりとする。なお、汚染拡大防止囲い設置時の汚染拡大防止囲い内局所フィルタの捕集効率については表3-1-6に示すとおりとする。 d. 大気への放出方法 各工事で発生した放射性気体廃棄物の大気への放出方法を表3-1-5に示す。原子炉建屋内(燃料取扱建屋領域、原子炉サービス建屋領域を除く。)での工事に伴う放出は排気筒より、それ以外の工事については各建屋排気口より行う。なお、排気筒

東海発電所	廃止措置計画変更前後比較表	
変更前	変更後	備考
(5) 放射性気体廃棄物による実効線量	(5) 放射性気体廃棄物による実効線量	
c. 気象条件	c. 気象条件	
平常時の線量計算に用いる相対濃度(χ/Q)は,東海発電所に設置されている気象観	平常時の線量計算に用いる相対濃度(χ/Q)は、東海発電所に設置されている気象	
測塔の標高 18 m <u>及び 71 m</u> で連続観測した <u>1981 年 4 月から 1982 年 3 月まで</u> の 1 年	観測塔の標高 18 mで連続観測した <u>2005 年 4 月から 2006 年 3 月まで</u> の 1 年間の気	排気筒短尺
間の気象データを使用して, 気象指針に従い, 年間の平均値として方位別の着目地点に	象データを使用して、気象指針に従い、年間の平均値として方位別の着目地点につい	
ついて求める。そして、将来の集落の形成を考慮した陸側において相対濃度(χ/Q)が	て求める。そして、将来の集落の形成を考慮した陸側において相対濃度 (χ/Q) が最	象条件の更 新
最大となる地点を評価地点とする。このように求めた平常時の線量計算に用いる相対濃	大となる地点を評価地点とする。このように求めた平常時の線量計算に用いる相対	
度(χ / Q)は,表 $3-1-9$ のとおりである。なお,上記の気象データは, $$ 平成 $14\cdot$	濃度 (χ/Q) は、表 $3-1-9$ のとおりである。なお、上記の気象データは、近年の	
12・26 原第3号 (平成15年7月17日付) にて経済産業大臣の許可を受けた東海発電	10年間(2009年度~2018年度)の気象資料を用いた異常年検定により、観測年(2005	
所原子炉設置変更許可申請書で使用するとともに, 近年の 10 年間 (1995 年度~2004	<u>年度)</u> に異常がないことを確認している。	化に伴う気 象条件の更
<u>年度)</u> の気象資料を用いた異常年検定により、観測年 <u>(1981 年度)</u> に異常がないこと		新
を確認している。		排気筒短尺 化に伴う気
(6) 評価結果	(6) 評価結果	象条件の更
以上の方法により評価した廃止措置の各工程で放出される放射性気体廃棄物の地	以上の方法により評価した廃止措置の各工程で放出される放射性気体廃棄物の地	新
表沈着による発電所周辺の一般公衆の受ける外部被ばく線量を表3-1-10に示	表沈着による発電所周辺の一般公衆の受ける外部被ばく線量を表3-1-10に示	
す。廃止措置期間中において放出する放射性気体廃棄物を保守的に1年間で放出した	す。廃止措置期間中において放出する放射性気体廃棄物を保守的に1年間で放出した	
と仮定すると,上記の線量は年間約 2μ Svとなる。	と仮定すると、上記の線量は年間約 $\underline{5}\mu\mathrm{Sv}$ となる。	排気筒短尺
		化に伴う評価結果の更
		新

変更前	変更後	備考
2.1.2 放射性気体廃棄物に起因する実効線量	2.1.2 放射性気体廃棄物に起因する実効線量	
(1) 放射性液体廃棄物の発生源	(1) 放射性液体廃棄物の発生源	
廃止措置工事は「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体	廃止措置工事は「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体	
の方法」,「 <u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「 <u>八</u> 核燃料物質又は核燃料物質	の方法」,「 <u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「 <u>十</u> 核燃料物質又は核燃料物質	 本文追加に
によって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。それら工事	によって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。それら工事	
によって発生する放射性液体廃棄物としては、下記を想定する。	によって発生する放射性液体廃棄物としては、下記を想定する。	変更
・ 生体遮へい体解体撤去工事時の放射化コンクリートの湿式切断に伴う廃液	・ 生体遮へい体解体撤去工事時の放射化コンクリートの湿式切断に伴う廃液	
・管理区域内作業で使用した防護服等の洗濯に伴い発生した洗濯廃液	・ 管理区域内作業で使用した防護服等の洗濯に伴い発生した洗濯廃液	

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表

変更前	発止措置計画変更前後比較表 変更後 変更後	備考
2.1.2 放射性気体廃棄物に起因する実効線量	2. 1. 2 放射性気体廃棄物に起因する実効線量	2114 3
(3) 環境放出量評価	(3) 環境放出量評価	
c. 加圧式ろ過処理装置の除去効率	c. 加圧式ろ過処理装置の除去効率	
「 <u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」に示されているように,放射化コンクリート	「 <u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」に示されているように,放射化コンクリート	本文追加
湿式切断廃液は、加圧式ろ過処理装置により前処理する計画である。加圧式ろ過処理	湿式切断廃液は、加圧式ろ過処理装置により前処理する計画である。加圧式ろ過処理	伴う番号
装置の除去効率は, (財) 原子力発電技術機構の試験結果 ⁽⁴⁾ から設定する。放射性液	装置の除去効率は,(財)原子力発電技術機構の試験結果 ⁽⁴⁾ から設定する。放射性液	変更
体廃棄物の処理フローと除去効率を図3-1-3に示す。	体廃棄物の処理フローと除去効率を図3-1-3に示す。	

	発止措置計画変更前後比較表 変更後 	
2. 1. 3直接線及びスカイシャイン線による発電所周辺の一般公衆の受ける線量	2.1.3直接線及びスカイシャイン線による発電所周辺の一般公衆の受ける線量	2111
廃止措置工事は「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体	廃止措置工事は「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体	
の方法」,「 <u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「 <u>八</u> 核燃料物質又は核燃料物質に	の方法」,「 <u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「 <u>十</u> 核燃料物質又は核燃料物質に	本文追加に
よって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。原子炉領域の設	よって汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画である。原子炉領域の設	伴う番号の 変更
備・機器等の解体撤去工事においては、既設の建屋・構築物を維持して実施するととも	備・機器等の解体撤去工事においては、既設の建屋・構築物を維持して実施するととも	22
に、遠隔操作装置を導入する際には適切な遮へいを考慮することとしている。	に,遠隔操作装置を導入する際には適切な遮へいを考慮することとしている。	
以上のことから,廃止措置工事における直接線及びスカイシャイン線の影響を考慮	以上のことから、廃止措置工事における直接線及びスカイシャイン線の影響を考慮	
する必要のある放射性固体廃棄物からの直接線及びスカイシャイン線について評価す	する必要のある放射性固体廃棄物からの直接線及びスカイシャイン線について評価す	
る。	る。	
ここで,原子炉本体等解体撤去工事において発生する放射性固体廃棄物は,処分容器	ここで,原子炉本体等解体撤去工事において発生する放射性固体廃棄物は,処分容器	
に収納し、ドラム貯蔵庫、固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋への保管の際及び	に収納し、ドラム貯蔵庫、固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋への保管の際及び	
廃棄施設への搬出の際に使用済燃料冷却池建屋に一時保管することから, 使用済燃料冷	廃棄施設への搬出の際に使用済燃料冷却池建屋に一時保管することから, 使用済燃料冷	
却池建屋からの直接線量及びスカイシャイン線量を評価する。	却池建屋からの直接線量及びスカイシャイン線量を評価する。	
評価に当たっては,「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係	評価に当たっては,「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係	
る技術的細目等を定める告示」に定められている運搬容器の表面における線量当量率の	る技術的細目等を定める告示」に定められている運搬容器の表面における線量当量率の	
制限値に相当する線源強度を処分容器の値として設定する。	制限値に相当する線源強度を処分容器の値として設定する。	
評価地点は, 直接線及びスカイシャイン線による空間放射線量が最も大きくなる使用	評価地点は、直接線及びスカイシャイン線による空間放射線量が最も大きくなる使用	
済燃料冷却池建屋の放射性固体廃棄物一時保管場所から最も近い国道 245 号方向の周	済燃料冷却池建屋の放射性固体廃棄物一時保管場所から最も近い国道 245 号方向の周	
辺監視区域境界(使用済燃料冷却池建屋の壁面からの距離:約 660 m)とする。	辺監視区域境界(使用済燃料冷却池建屋の壁面からの距離:約 660 m)とする。	
評価の条件を表3-1-19に示す。	評価の条件を表3-1-19に示す。	

東海発電所	廃止措置計画変更前後比較表	
変更前	変更後	備考
2. 1. 4 平常時における発電所周辺の一般公衆の受ける線量	2.1.4 平常時における発電所周辺の一般公衆の受ける線量	
放射性気体廃棄物の放出に伴う発電所周辺の一般公衆の受ける最も線量評価へ	放射性気体廃棄物の放出に伴う発電所周辺の一般公衆の受ける最も線量評価へ	
の寄与の大きい被ばく経路である地表沈着物による外部被ばくの実効線量は, 廃止	の寄与の大きい被ばく経路である地表沈着物による外部被ばくの実効線量は,廃止	
措置期間中に放出される放射性粉じんが1年で全て放出されると仮定した保守的な	措置期間中に放出される放射性粉じんが1年で全て放出されると仮定した保守的な	
評価の結果,年間約 2μ Sv である。		排気筒短 化に伴う 価結果の 新

	廃止措置計画変更前後比較表 	/±= ±7.
変更前	変更後	備考
2.2 廃止措置期間中における放射線業務従事者の受ける線量	2.2 廃止措置期間中における放射線業務従事者の受ける線量	
廃止措置工事の実施においては,「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象とな	廃止措置工事の実施においては、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象とな	
る施設及びその解体の方法」及び「 <u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」に基づき、放	る施設及びその解体の方法」及び「 <u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」に基づき,放	
射線業務従事者の被ばく低減のため、工事ごとに対策を施す。工事の方法の選定に	射線業務従事者の被ばく低減のため、工事ごとに対策を施す。工事の方法の選定に	本文追加に
おいても、遠隔操作装置等の方法を採用することで、放射線業務従事者の受ける線	おいても、遠隔操作装置等の方法を採用することで、放射線業務従事者の受ける線	伴う番号の 変更
量は低減される。それらの対策の結果として,放射能レベルの比較的高い原子炉領域	量は低減される。それらの対策の結果として、放射能レベルの比較的高い原子炉領域	
(安全貯蔵対象)の設備・機器の解体工事(原子炉本体等及び生体遮へい体解体撤去	(安全貯蔵対象)の設備・機器の解体工事(原子炉本体等及び生体遮へい体解体撤去	
工事) における放射線業務従事者の受ける線量の合計は、約 1.5 人・Sv と評価する。	工事) における放射線業務従事者の受ける線量の合計は, 約 1.5 人・Sv と評価する。	

変更前 変更後 備考 表3-1-5 建屋フィルタの捕集効率及び放出方法 表3-1-5 建屋フィルタの捕集効率及び放出方法 (単位:%) (単位:%) 排気筒短尺 建屋フィルタ 建屋フィルタ 化に伴う評 放出方法 工事件名 捕集効率 放出方法 工事件名 捕集効率 価位置の変 () は評価条件 (D^{E3}) (D^{E3}) 更 ・ 原子炉領域解体準備工事のうち燃料取扱建屋 ・ 原子炉領域解体準備工事のうち燃料取扱建屋 領域機器の解体撤去 領域機器の解体撤去 • 燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事 • 燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事 ・ 熱交換器等解体撤去工事のうちホットガスダ ・ 熱交換器等解体撤去工事のうちホットガスダ クトの解体撤去 建屋排気口より クトの解体撤去 建屋排気口より 0 0 放出(地上放出) ・ 原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事 放出(地上放出) ・ 原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事 • 各建屋附带設備等解体撤去工事 • 各建屋附带設備等解体撤去工事 • 管理区域解除工事 • 管理区域解除工事 ・ 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処 ・ 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処 理のうち黒鉛スリーブの処理 理のうち黒鉛スリーブの処理 • 燃料取替機等解体撤去工事 • 燃料取替機等解体撤去工事 ・ 熱交換器等解体撤去工事のうちホットガスダ ・ 熱交換器等解体撤去工事のうちホットガスダ 排気筒より放出 クト以外の機器の解体撤去 0 排気筒より放出 クト以外の機器の解体撤去 0 (地上放出) ・ 原子炉領域解体準備工事のうち原子炉室の機 ・ 原子炉領域解体準備工事のうち原子炉室の機 器の解体撤去 器の解体撤去 ・ 原子炉領域解体準備工事のうち使用済燃料冷 ・ 原子炉領域解体準備工事のうち使用済燃料冷 却池建屋及び使用済燃料冷却池建屋領域機器 建屋排気口より 却池建屋及び使用済燃料冷却池建屋領域機器 建屋排気口より 99 99 放出(地上放出) の解体撤去 放出(地上放出) の解体撤去 • 放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事 • 放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事 • 炉内挿入物取出撤去工事 • 炉内挿入物取出撤去工事 • 原子炉本体等解体撤去工事 • 原子炉本体等解体撤去工事 排気筒より放出 ・ 生体遮へい体解体撤去工事 排気筒より放出 ・ 生体遮へい体解体撤去工事 99 99 (地上放出) 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処 ・ 原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処 理のうち放射化金属 理のうち放射化金属

変更前

表 3-1-9 平常時の線量計算に用いる相対濃度 (χ/Q)

(単位:s/m³)

項目	排気筒放出	地上放出	
χ/Q	9.1×10 ⁻⁷ <u>(排気筒から南西方位,</u> 風下距離 1,130m)	1.9×10 ⁻⁶ <u>(排気筒位置から北西方位,</u> <u>風下距離 660m)</u>	

表3-1-10 平常時における放射性気体廃棄物による発電所周辺の一般公衆 の受ける実効線量

(単位: μ Sv/y)

工程	実効線量
原子炉領域解体撤去	1.5×10^{0}
原子炉領域以外の解体撤去	2.3×10 ⁻¹
建屋等解体撤去	2.9×10^{-3}
原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理	3.2×10 ⁻¹
合 計	2.0×10^{0}

注)雑固体減容処理設備等の東海第二発電所との共用設備で処理するものについては、東海 第二発電所で排出量をモニタリングし、被ばく管理するため、上表には含んでいない が、東海第二発電所原子炉設置許可申請等で東海発電所寄与分の一般公衆の受ける線量 を確認している。

表 3-1-9 平常時の線量計算に用いる相対濃度 (χ/Q)

変更後

(単位:s/m³)

項目	地上放出
χ/Q	<u>2.2×10⁻⁶</u> (排気筒位置から北西方位,風下距離 660m)

表3-1-10 平常時における放射性気体廃棄物による発電所周辺の一般公衆 の受ける実効線量

(単位: μ Sv/y)

工程	実効線量
原子炉領域解体撤去	3.5×10^{0}
原子炉領域以外の解体撤去	5.2×10^{-1}
建屋等解体撤去	3.3×10^{-3}
原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理	7.8×10 ⁻¹
合 計	4.8×10^{0}

注)雑固体減容処理設備等の東海第二発電所との共用設備で処理するものについては、東海 第二発電所で排出量をモニタリングし、被ばく管理するため、上表には含んでいない が、東海第二発電所原子炉設置許可申請等で東海発電所寄与分の一般公衆の受ける線量 を確認している。 排気筒短尺 化に伴う評 価結果の更

備考

排気筒短尺 化に伴う評 価結果パラ メータの変

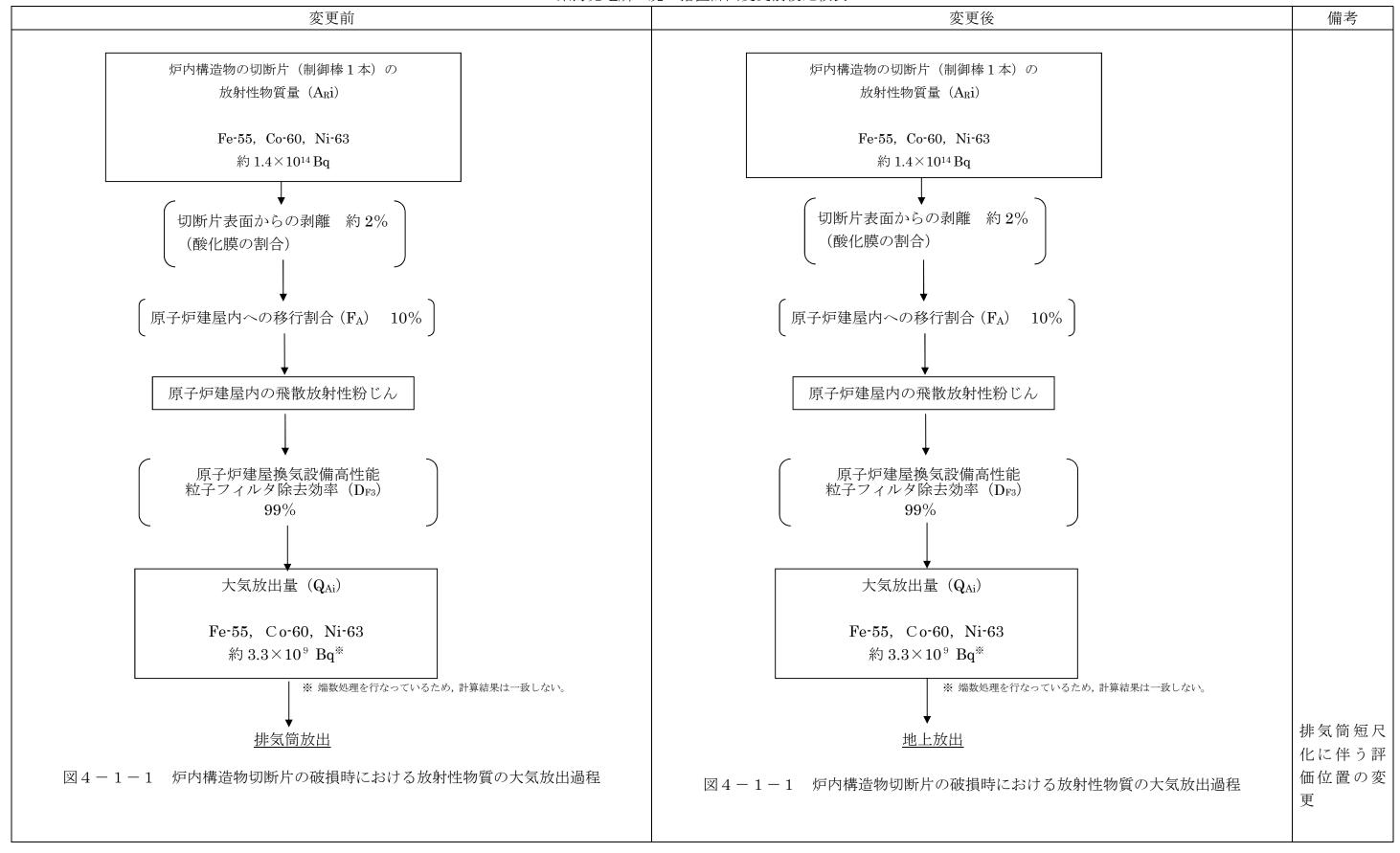
更

東海発電所	廃止措置計画変更前後比較表	
変更前	変更後	備考
添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生	添付書類四 廃止措置中の過失,機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生	
すると想定される事故の種類,程度,影響等に関する説明書	すると想定される事故の種類,程度,影響等に関する説明書	
1. 1 想定する起因事象	1. 1 想定する起因事象	
東海発電所の廃止措置工事は「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設	東海発電所の廃止措置工事は「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設	
及びその解体の方法」,「 <u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「 <u>八</u> 核燃料物質又	及びその解体の方法」,「 <u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」及び「 <u>十</u> 核燃料物質又	本文追加 伴う番号
は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記された方法に従って実施する計画で	は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に記された方法に従って実施する計画で	赤田
ある。そこで、放射性核種の飛散・漏出につながる事故の起因事象として、次のものを	ある。そこで、放射性核種の飛散・漏出につながる事故の起因事象として、次のものを	
想定する。	想定する。	
① 火災	① 火災	
廃止措置対象の施設・設備は,可能な限り不燃性又は難燃性となっているため,	廃止措置対象の施設・設備は,可能な限り不燃性又は難燃性となっているため,	
施設・設備の火災は想定しない。廃止措置工事において使用する可能性のある,	施設・設備の火災は想定しない。廃止措置工事において使用する可能性のある,	
可燃性の工事用資機材等の火災により,汚染機器が加熱されて付着している放射	可燃性の工事用資機材等の火災により,汚染機器が加熱されて付着している放射	
性物質が飛散することを想定する。さらに, 廃止措置工事の実施に伴って放射性	性物質が飛散することを想定する。さらに、廃止措置工事の実施に伴って放射性	
粉じんが蓄積したフィルタが火災により加熱されて付着している放射性物質が	粉じんが蓄積したフィルタが火災により加熱されて付着している放射性物質が	
飛散することも想定する。	飛散することも想定する。	

変更前	廃止措置計画変更前後比較表 変更後	備考
1. 3 環境放出量評価	1.3 環境放出量評価	
(1) 炉内構造物切断片の破損	(1) 炉内構造物切断片の破損	
炉内構造物切断片の破損により大気へ放出される放射性物質量を以下の条件によ	炉内構造物切断片の破損により大気へ放出される放射性物質量を以下の条件によ	
り算出する。	り算出する。	
・放射性物質量は、「添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関	・放射性物質量は、「添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関	
する説明書」において,原子炉領域解体撤去工事開始時点まで減衰評価した結果に	する説明書」において,原子炉領域解体撤去工事開始時点まで減衰評価した結果に	
おける炉内構造物切断片の放射性物質量とする。	おける炉内構造物切断片の放射性物質量とする。	
・炉内構造物切断片のうち最も放射性物質量の多い制御棒が破損し、表面の酸化膜中	・炉内構造物切断片のうち最も放射性物質量の多い制御棒が破損し、表面の酸化膜中	
の放射性物質全量が剥離するものとする。	の放射性物質全量が剥離するものとする。	
・制御棒の表面の酸化膜厚さは 400μ m とする。	・制御棒の表面の酸化膜厚さは 400 µ m とする。	
・剥離した放射性物質のうち 10%が原子炉建屋内に放射性粉じんとして飛散するもの	・剥離した放射性物質のうち 10%が原子炉建屋内に放射性粉じんとして飛散するもの	
とする。(1)	とする。(1)	
・原子炉建屋内に飛散した放射性粉じんは、原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィル	・原子炉建屋内に飛散した放射性粉じんは,原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィル	
タ(生体遮へい体空気冷却排風機の高性能粒子フィルタ)により除去された後, <u>排気</u>	タ(生体遮へい体空気冷却排風機の高性能粒子フィルタ)により除去された後, <u>地上</u>	排気筒短尺 化に伴う評
<u>筒</u> より放出されるものとする。	より放出されるものとする。	価位置の変
上記の条件から求めた炉内構造物切断片の破損時における放射性物質の大気放出	上記の条件から求めた炉内構造物切断片の破損時における放射性物質の大気放出	更
過程を図4-1-1示す。	過程を図4-1-1 <u>に</u> 示す。	記載の適正
(2) 原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損	(2)原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損	化
原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損により大気へ放出される放射性物	原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損により大気へ放出される放射性物	
質量を以下の条件により算出する。	質量を以下の条件により算出する。	
・放射性物質量は、「添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関	・放射性物質量は、「添付書類 五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関	
する説明書」において,原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタ装置導入以降の工	する説明書」において,原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタ装置導入以降の工	
事である原子炉領域解体撤去工事開始時点まで減衰評価した結果における汚染機器	事である原子炉領域解体撤去工事開始時点まで減衰評価した結果における汚染機器	

変更前	変更後	備考
の放射性物質量をベースとする。	の放射性物質量をベースとする。	
・原子炉建屋換気設備2系統のうち1系統の高性能粒子フィルタが破損し、同フィル	・原子炉建屋換気設備2系統のうち1系統の高性能粒子フィルタが破損し、同フィル	
タに捕集されている放射性粉じんの全量が原子炉建屋内に飛散するものとする。	タに捕集されている放射性粉じんの全量が原子炉建屋内に飛散するものとする。	
切断により発生した粉じんの汚染拡大防止囲いからの漏洩分 10% (2) と局所換気装	・切断により発生した粉じんの汚染拡大防止囲いからの漏洩分 10% (2) と局所換気装	
置の高性能粒子フィルタからの漏洩分 1%が各系統のフィルタに 1/2 ずつ捕集されて	置の高性能粒子フィルタからの漏洩分 1%が各系統のフィルタに 1/2 ずつ捕集されて	
いるものとする。	いるものとする。	
放射性物質濃度の高い部材から解体/切断していくと仮定し、破損時点では原子炉	・放射性物質濃度の高い部材から解体/切断していくと仮定し、破損時点では原子炉	
建屋換気設備の高性能粒子フィルタ 1 系統にフィルタの捕集可能な最大量が蓄積し	建屋換気設備の高性能粒子フィルタ 1 系統にフィルタの捕集可能な最大量が蓄積し	
ているものとする。	ているものとする。	
原子炉建屋内に飛散した放射性粉じんは、その全量が排気筒より放出されるものと	・原子炉建屋内に飛散した放射性粉じんは、その全量が地上より放出されるものとす	排気筒短尺
ける。	る。	化に伴う評
上記の条件から求めた原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損時におけ	上記の条件から求めた原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの破損時におけ	価位置の変 更
放射性物質の大気放出過程を図4-1-2に示す。	る放射性物質の大気放出過程を図4-1-2に示す。	

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表				
変更前	変更後	備考		
1. 5 実効線量評価	1.5 実効線量評価			
(3) 気象条件	(3) 気象条件			
事故時の線量計算に用いる相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q) は、東海発電所に	事故時の線量計算に用いる相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q) は、東海発電所に			
設置されている気象観測塔の標高 18 m 及び 71 m で連続観測した 1981 年 4 月から	設置されている気象観測塔の標高 18 m で連続観測した <u>2005 年 4 月から 2006 年 3 月</u>	排気筒短尺		
1982年3月までの1年間の気象データを使用して、気象指針に従い、実効的な放出継	<u>まで</u> の 1 年間の気象データを使用して、気象指針に従い、実効的な放出継続時間を 1	化に伴う気		
続時間を 1 時間として方位別の着目地点について求める。このようにして求めた値を	時間として方位別の着目地点について求める。このようにして求めた値を小さい方か	象条件の更 新		
小さい方から累積し,その累積出現頻度が 97%にあたる値のうち,人の居住に着目し	ら累積し、その累積出現頻度が97%にあたる値のうち、人の居住に着目し陸側におい			
陸側において最大となる値を評価に使用する。このように求めた事故時の線量計算に	て最大となる値を評価に使用する。このように求めた事故時の線量計算に用いる相対			
用いる相対線量(D/Q)及び相対濃度(χ/Q)は、表 $4-1-4$ のとおりである。	線量(D/Q)及び相対濃度(χ/Q)は、表 $4-1-4$ のとおりである。			
なお,上記の気象データは, <u>平成 14・12・26 原第 3 号(平成 15 年 7 月 17 日付)</u> に	なお,上記の気象データは,近年の 10 年間 <u>(2009 年度~2018 年度)</u> の気象資料を	排気筒短尺化に伴う気		
て経済産業大臣の許可を受けた東海発電所原子炉設置変更許可申請書で使用するとと	用いた異常年検定により、観測年 <u>(2005年度)</u> に異常がないことを確認している。	象条件の更		
<u>もに、</u> 近年の 10 年間 <u>(1995 年度~2004 年度)</u> の気象資料を用いた異常年検定によ		新 排気筒短尺		
り, 観測年 <u>(1981 年度)</u> に異常がないことを確認している。		化に伴う気		
1. 6 評価結果	1. 6 評価結果	象条件の更 新		
以上の方法により評価した事故時に放出される放射性物質による発電所周辺の一般	以上の方法により評価した事故時に放出される放射性物質による発電所周辺の一般			
公衆の受ける実効線量を表4-1-5に示す。廃止措置期間中の事故時における発電	公衆の受ける実効線量を表4-1-5に示す。廃止措置期間中の事故時における発電			
所周辺の一般公衆の受ける実効線量は,原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの	所周辺の一般公衆の受ける実効線量は,原子炉建屋換気設備の高性能粒子フィルタの			
破損による事象が最大で、約 8μ Svとなる。	破損による事象が最大で、約 <u>12</u> μ Sv となる。	排気筒短尺		
		化に伴う評		
		価結果の更 新		
		17/1		



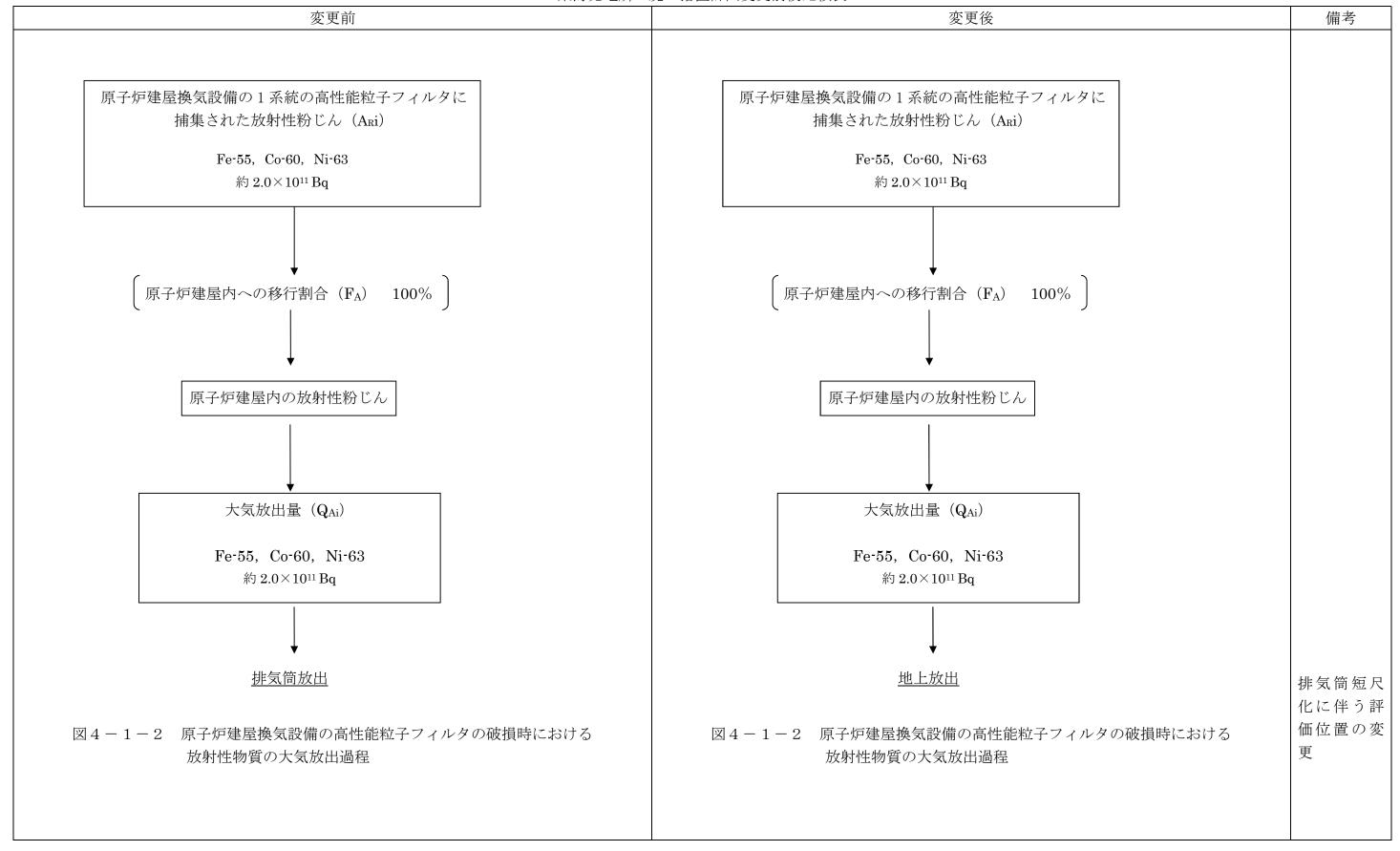


表 4-1-4 事故時の線量計算に用いる相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q)

変更前

項目	単位	排気筒放出	地上放出
D/Q	(Gy)/(Bq·MeV)	4.3×10 ^{·19} (排気筒から西南西方 <u>位,</u> 風下距離 930m)	5.2×10 ^{·19} (排気筒位置から北西方 <u>位,</u> 風下距離 680m)
χ/Q	s/m³	1.8×10 ⁻⁵ (排気筒から西南西方 位, 風下距離 930m)	2.1×10 ⁻⁵ <u>(排気筒位置から南西方</u> <u>位,</u> 風下距離 1,220m)

表4-1-5 事故時に放出される放射性物質による 発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量

(単位: μ Sv)

事故事象	核種	実効線量
炉内構造物切断片の破損	Fe-55	1.3×10 ⁻²
	Co-60	8.5×10^{-2}
	Ni-63	6.6×10^{-4}
	合計	9.8×10^{-2}
原子炉建屋換気設備の 高性能粒子フィルタの破損	Fe-55	6.7×10^{-1}
	Co-60	7.0×10^{0}
	Ni-63	1.2×10 ⁻¹
	合計	7.8×10^{0}
外部電源喪失による 換気系のバイパス放出	Fe-55	4.0×10 ⁻¹
	Co-60	2.7×10^{0}
	Ni-63	2.1×10^{-2}
	合計	3.1×10^{0}

表 4-1-4 事故時の線量計算に用いる相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q)

変更後

項目	単位	地上放出
D/Q	(Gy)/(Bq·MeV)	7.1×10 ⁻¹⁹ (排気筒位置から西北西方位,風下距離 520m)
χ/Q	s/m³	<u>2.8×10⁻⁵</u> (排気筒位置から南西方位,風下距離 1,220m)

表4-1-5 事故時に放出される放射性物質による 発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量

(単位: μ Sv)

	1	
事故事象	核種	実効線量
炉内構造物切断片の破損	Fe-55	2.0×10^{-2}
	Co-60	1.3×10 ⁻¹
	Ni-63	1.0×10 ⁻³
	合計	1.5×10^{-1}
原子炉建屋換気設備の 高性能粒子フィルタの破損	Fe-55	1.0×10^{0}
	Co-60	1.1×10^{1}
	Ni-63	1.8×10 ⁻¹
	合計	1.2×10^{1}
外部電源喪失による 換気系のバイパス放出	Fe-55	5.5×10^{-1}
	Co-60	3.7×10^{0}
	Ni-63	2.9×10^{-2}
	合計	4.3×10^{0}

排気筒短尺 化に伴う評 価結果パラ メータの変 更

備考

排気筒短尺 化に伴う評 価結果の更 新

東海発電所 廃止措置計画変更前後比較表					
変更前	変更後				
添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにそ	添付書類六 性能維持施設及びその	性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書	実用炉規則の改正に伴		
の性能を維持すべき期間に関する説明書					
	1 維持管理に関する内容				
廃止措置の基本方針に基づき、廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びそ	廃止措置の段階に応じて性能維持	F施設に要求される機能を考慮した, 性能維持施設が維持	<u> </u>		
の性能並びにその性能を維持すべき期間を示す。合わせて、廃止措置を実施するために	すべき性能及びその性能を維持すっ	ドき期間について以下に示す <u>。</u>			
必要な主要施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間を示す。					
廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及び廃止措置を実施するために必要な	2 廃止措置期間中に維持管理すべ	でき施設 しまった こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こう こうしゅう こう			
施設は、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するとともに、核燃料物質に	性能維持施設は,「五 廃止措置	対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の力	<u> </u>		
よって汚染された物の処理及び各種作業の実施に対する安全の確保のため、東海発電所	法」に基づき、周辺公衆及び放射網	R業務従事者の被ばくの低減を図るとともに,汚染の除去	<u> </u>		
の汚染の除去及び解体撤去の方法並びに核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法	工事,解体撤去工事及び核燃料物質	[によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対す	-		
に基づいて必要な期間,所要の性能を維持管理する。それら施設が機能の劣化又は故障	<u> る安全の確保のために、必要な期間中において、必要な機能及び性能を維持管理する。</u>				
等を生じた場合、速やかに補修又は必要な機能を有するものへ取替えを実施して維持管					
<u>理する。</u>	3 性能維持施設の機能及びその性	<u>E能</u>			
	(1) 建屋・構築物等				
放射性気体廃棄物を適切に処理するために,原子炉建屋等の建屋,構築物及び換気施	(施) 廃止措置では、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要がある				
設を維持管理する。放射性液体廃棄物を適切に処理するために、洗濯廃液処理系等の放	放 ため、「放射性物質閉じ込め機能(常温、常圧)」を有する設備を維持管理する。				
射性廃液処理設備を維持管理する。放射性気体及び液体廃棄物を放出管理するため、試	試 また、廃止措置では、放射線作業従事者の受ける被ばくを低くするため「放射線遮へい機				
料放射能測定装置等の測定に必要な放出管理用計測装置を維持管理する。	能(常温,常圧)」を,周辺公衆の受ける被ばくを低くするため「希釈取水機能」,「希釈放流				
放射性固体廃棄物を適切に処理するために、雑固体減容処理設備等の廃棄物処理施設	施設機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。				
を維持管理する。放射性固体廃棄物を適切に貯蔵保管するために, 固体廃棄物貯蔵庫等					
の廃棄物貯蔵設備を維持管理する。	(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)				
施設内外の放射線を監視すること及び放射線業務従事者の被ばく管理を行うため、サ	機能	性能維持施設			
<u>ーベイメータ等の放射線管理設備を維持管理する。</u>	放射性物質閉じ込め機能	原子炉建屋			
これら施設の維持管理に当たっては、保安規定にて保守管理の方法を定め、これに基	_(常温,常圧)_	原子炉本体(圧力容器)			

づき実施することとする。	
シさ 夫心り ひこととりる。	

廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間を施設ごとに区分して表6-1-1に示す。廃止措置を実施するために必要な主要施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間を施設ごとに区分して表6-1 以 -2に示す。ここで、それらの施設の維持を必要としている汚染の除去及び解体撤去の・工事方法並びに核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法について、以下の工事方・法の区分及び廃棄の方法の区分に分けて、該当する区分記号を同表に示す。・

変更前

<汚染の除去及び解体撤去の工事方法区分記号(1/2)>

記号	汚染の除去及び解体撤去の工事方法
<u>(1)</u>	原子炉領域安全貯蔵措置
<u>(2)</u>	原子炉領域以外の解体撤去
<u>(2)a</u>	燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事
<u>(2)b</u>	燃料取替機等解体撤去工事
<u>(2)c</u>	熱交換器等解体撤去工事
<u>(2)d</u>	解体撤去物等搬出準備工事
<u>(2)e</u>	原子炉領域解体準備工事
(2)f	原子炉サービス建屋領域機器解体撤去工事
<u>(2)g</u>	各建屋附帯設備等解体撤去工事

<汚染の除去及び解体撤去の工事方法区分記号(2/2)>

記号	汚染の除去及び解体撤去の工事方法
<u>(3)</u>	原子炉領域解体撤去

 変更後

 放射線遮へい機能(常温, 常圧)
 生体遮へい体
 備考

建屋・構築物等(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)の性能は、 以下のとおり。

- 原子炉建屋は,原子炉建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。
- 原子炉本体(圧力容器)は,圧力容器内の放射性物質の漏えいを防止できること。
- 生体遮へい体は、原子炉領域からの放射線を遮へいできること。

(廃止措置を実施するために必要な主要施設)

機能	性能維持施設
	使用済燃料冷却池建屋
放射性物質閉じ込め機能	放射性廃液処理建屋
	<u>固化処理建屋</u>
(常温,常圧)	サービス建屋
	ホットワークショップ建屋
希釈取水機能	取水路**1
希釈放流機能	放水路**1

※1: 東海第二発電所の津波浸水対策として流動化処理土による閉塞を行う区間及び 更なる地盤の安全性を確保するため、自主的に閉塞を行う区間を除く。

建屋・構築物等(廃止措置を実施するために必要な主要施設)の性能は、以下のとおり。

- 建屋は、各建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。
- 取水路(東海第二発電所の津波浸水対策として流動化処理土による閉塞を行う区間及び

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

	変更前
<u>(3)a</u>	<u>炉内挿入物取出撤去工事</u>
<u>(3)b</u>	原子炉本体等解体撤去工事
<u>(3)c</u>	生体遮へい体解体撤去工事
<u>(4)</u>	建屋等解体撤去
<u>(4)a</u>	原子炉建屋換気設備解体撤去工事
<u>(4)b</u>	放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事
<u>(4)c</u>	管理区域解除工事

<核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法区分記号>

<u>記号</u>	核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法
<u>A</u>	放射性気体廃棄物の処理処分
<u>B</u>	放射性液体廃棄物の処理処分
<u>C</u>	原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物の処理処分
<u>D</u>	既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染され
	た固体状物質の処理処分
<u>E</u>	廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体
	状物質の処理処分

更なる地盤の安全性を確保するため、自主的に閉塞を行う区間を除く。) は、希釈水が取水できること。

備考

変更後

• <u>放水路(東海第二発電所の津波浸水対策として流動化処理土による閉塞を行う区間及び</u> <u>更なる地盤の安全性を確保するため、自主的に閉塞を行う区間を除く。)は、希釈放流水</u> が放流できること。

(2) 放射性廃棄物処理設備

廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。このため、「放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能」、「希釈放流機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。

(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)

機能	性能維持施設
放射性廃棄物を貯留し, 汚染拡大を防止する機能	使用済燃料冷却水処理系 雑廃液処理系 洗濯廃液処理系

放射性廃棄物処理設備(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)の 性能は、以下のとおり。

• 各放射性液体廃棄物を貯留できること。

(廃止措置を実施するために必要な主要施設)

機能	性能維持施設
----	--------

注) 下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後
	<u> </u>
職 一ななか 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 でいい。 でいい。 でいい。 でいい。 でいい。 でいい。 でいい。 でいるが、 でいる	放射性廃棄物処理設備(廃止措置を実施するために必要な主要施設)の性能は,以下のと
廃業の方法の	おり。 • 放射性液体廃棄物を希釈放流できること。
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	廃止措置では、放射性固体廃棄物を貯蔵することから、「汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。
機 能 機 能 放射性物質関じ込め機 放射性物質関じ込め機 放射性物質関じ込め機 能 (常温, 常圧) 放射線 速へい機能 (常温, 常圧) 放射線 速へい機能 (常温, 常圧) 加 対射線 速へい機能 (常温) 加 対射線 速へい機能 (加 対射線 地 対射線 (加 対射線 地 対射線 (加 対射線 地 対射線 (加 対射 (加 対射線 (加 対射 ((原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)
が 2	<u>機能</u> <u>性能維持施設</u> 黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-1)
全維持すべき原子炉施設及びその性能 原子炉建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止で と。 原子炉建屋換気設備の排気を地上高さ約80mから 高子でできること。 種類鉄筋コンクリート壁(上面にはこの 密度コンクリート及びほう素鋼板)	憲治スリーブ貯蔵庫 (C-1) 黒鉛スリーブ貯蔵庫 (C-2) 固体廃棄物貯蔵庫 (E) 燃料スワラー貯蔵庫 サイトバンカ (イ) 燃料スプリッタ貯蔵庫 ドラム貯蔵庫
2.原子炉準屋 2.原子炉準屋 2.原子炉本体 (圧力容器) 3.排気筒 4.生体遊へい体	放射性廃棄物貯蔵設備(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)の 性能は、以下のとおり。
	• 各放射性固体廃棄物を保管できること。

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

			果 供	光工1日店	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	
		変更前			変更後	備考
					(廃止措置を実施するために必要な主要施設)	
柳		<u>交換</u>			機能性性能維持施設	
舞		イオン交換樹 脂再生用の薬 脂再生用の薬 管等は含まな い。			<u>汚染拡大を防止し, 放射線</u> 貯蔵孔	
廃棄の方法の 区分	3				を遮へいする機能	
(2)/工事方法	3	<u>√(4)a</u>			性廃棄物貯蔵設備(廃止措置を実施するために必要な主要施設)の性能は、以下のと	
#持管理	る 発 全 業 に	羅子羅女 神戸神る		おり。		
<u>炉施設の維</u> <u>里)</u> <u>雑</u>		原子を領域解体 撤去及び原子培 動域以外の解体 かまが終了する まで		│◆ <u>制</u>	御棒等を保管できること。	
原子炉加持管理)	15 15 15 15 15 15 15 15	雅 完 完 完 完 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1 数		- <i>\(L</i> = -\(\tau_1 \)	
と受けた 11設の維 能	無物を計量を防止する でいまい まんがん かんかん かんかん かんかん かんしょう しょうしょう しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しゃりん しゃくり しゃくり しょくり しょくり しょくり しょくり しょくり しょくり しょくり しょ	理系の処路を構成[坊止する権	を 防止 する かん はん		<u>換気設備</u> 措置では、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生の可能性があ	
ド可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉 放射性廃棄物の廃棄に係る施設の維持管理) … … … … …	<u>放射性障棄物を貯留</u> 汚染拡大を防止す 能	維藤液心理系の <u>処理水の の移送経路を構成し、汚</u> 染拡大を防止する機能	放射性廃棄物を貯留し、 汚染拡大を防止する機 能		作業等において、空気浄化が必要となる可能性がある。このため「放射性物質拡散防」	
1設置変の廃棄(o 1) (1)			」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は下表のとおり。	
は原子が主産産業が	1 (23 m³)	で まり なり とり とり		<u> </u>		
	置 ること。 (46 m³),	E路が確保 E路が確保	-7 -7		(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)	
子炉設置許可 (放 と及びその性能	40 CA 1744	Kの送水経路が :m³h/基 Kの送水経路が :m³h	音 (日) 1 (日)		機能性維持施設	
1 原子	/樹脂を度 1 (75 約 75 約 46 約 23	50処理力 2 約5.5 約0処理力 約5.6	2 2 3 3 6 8 8		放射性物質拡散防止機能 原子炉建屋換気設備	
- 1 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4	性用済砂及び樹脂を貯留で 基 数 1 (75 m³) 答 量 約7.5 m³ 約4.6 m³/3		<u>放射性液体廃棄物を貯留</u> <u>基数2</u> 容 <u>量</u> 約68 m³,			
表 6 - 1 - 1 原子炉設 表 6 - 1 - 1 原子炉設 機能を維持すべき原子炉施設及びそ	<i>V</i>	難叫么		換気	設備(原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)の性能は,以下	
#	型 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	交 交 交 後 器	47.8	のとお	<u>り。</u>	
*	カ 放射性廃棄物の理設備 1.使用済燃料冷却水 処理系 a.スラッジ貯蔵タン	陽イオン	7	• <u>原</u> -	子炉建屋内を換気できること。	
		OI	5.			
					(廃止措置を実施するために必要な主要施設)	
					機能 性能維持施設	

				変更	更前					変更後	備考
F設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 (3/9) の廃棄に係る施設の維持管理)	機能能 排り間 区分 工事方法の 廃棄の方法の 医薬の方法の 体 考	<u>放射性廃棄物を貯留し、原子炉領域解性 (1)~(4)a</u> <u>B</u> <u>汚染拡大を防止する機 撤去及び原子炉</u> <u>能 </u>		放射性腐棄物を心理し、 汚染拡大を防止する機 能	<u>放射性廃棄物を貯留し、</u> <u>汚染拡大を防止する機</u> 能			換 気	放射性物質拡散防止機能	変更後 使用済燃料冷却池建屋換気設備 放射性廃液処理建屋換気設備 固化処理建屋換気設備 黒鉛スリーブ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫 換気設備 サイトバンカ(イ) A, Bバンカ換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [A] 換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [B] 換気設備 放射性廃液処理建屋連絡通路 [C] 換気設備 ホットワークショップ建屋換気設備 サービス建屋 2 階換気設備 サービス建屋 2 階換気設備	備考
表6-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を (放射性廃棄物の廃棄に係る施証	機能を維持すべき原子炉施設及びその性能 名 称 性 能	2 雑魔液心理系 a.再生魔液レシーピン 雑魔液を貯留できること。 ガタンク 基 数 1 容量約15m³	b.レシーピングタンク 雑魔液を貯留できること。 <u>類数 1</u> <u>容量 約20 m³</u>	c. 蒸発固化装置 維廃液の蒸発固化処理ができること。 基 数 3 3 容 量 約 0.07 m³h/基	3.洗濯摩液処理系 a.レジーピングタンク 洗濯廃液を貯留できること。 基 数 2 容 量 約 20 m³/基	b.ディレイタンク 放射性液体廃棄物を貯留できること。 基数 3 容量 約 28 m ³ 基	・ <u>~</u> <u>機</u>	<u>各</u> (5) <u>廃</u> 止 解体 能」	建屋等内を換気できること。 換気設備のフィルタ 措置では、施設内で発生する 作業等において、空気浄化な (高性能粒子フィルタ装置の		
										は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)	
									機能	性能維持施設	

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

					東海発電所 廃止	_	計画変更前後比較表		
		変.	更前					変更後	備
淅	加 東海第二発電 所とともに一 元管理する。	東海第二級 西第二級 四番理する。 東海第二級 東海第二級 西野中ともに一 元皆理する。				:	粉じんを除去する機能	原子炉建屋換気設備(生体遮へい冷却空気排風機)	
廃棄の方法の		回	O				は備のフィルタ(原子炉設置 【下のとおり <u>。</u>	置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設)の性	
(4/9)		11 11	11		•		炉建屋内の粉じんを除去で	きること。	
値設の維持管3一時期間	推置対象外	廃止措置対象外 廃止措置対象外 = =	保管している金 ての放射性廃棄 物を機出するま で			Γ		実施するために必要な主要施設)_	
第子/5/加 管理)	. 歴		(表) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	老			<u>機能</u>	性能維持施設	
○更許可を受けた」 ○に係る施設の維持	機 尼 放射性廃棄物念処理 汚染拡大を防止する 能	放射性魔薬物を処理し, 汚染拡大を防止する機 能 放射性魔薬物を処理し, 汚染拡大を防止する機 能	汚染拡大を防止し, 放射 線を遮へいする機能	汚染並大を防止し. 放射 線を遮へいする機能				使用済燃料冷却池建屋換気設備 放射性廃液処理建屋換気設備(MF-2, F-3, F-4)	
表 6 - 1 - 1 原子炉設置許可又は原子炉設置3 (放射性廃棄物の廃棄 ※維持ナベき原子炉施設及びその性能	性能 雑間体廃棄物を焼却処理できること。 型式 自燃式 基数 1 落量 約3.14×10 ⁶ kJ/h (約750.000 kcal/h)	 整備 雑園体廃棄物を高周波誘導加熱し、減容処理ができること。 型 式 高周波誘導加熱・2次燃焼器・セラミック・高性能粒子フィルタ式 基 数 1 客 量 約6,400 本 (2000 ドラム缶相当)/年 (24時間/日,約200 日/年運転時) 化装置 蒸発固化体、使用済砂及び樹脂をセメント混練固化処理 ができること。 型 式 セメント固化式 基 数 1 	備 <u>計蔵庫</u> 黒鉛スリーブを保管できること。 型 式 密閉型鉄筋コンクリート造 基 数 1 容 量 約 600 m ³	<u> </u>			<u>放射性粉じんを除去する</u> <u>機能</u>	<u>固化処理建屋換気設備</u> 黒鉛スリーブ貯蔵庫及び燃料スプリッタ貯蔵庫	
	4雑固体廃棄物焼刦設備	5.権固体減容処理 6.セメント混練固(<u>放射性廃棄物貯蔵設備</u> 1. 黒鉛スリーブ (C1)	2.黒船スリーブ	<u>5</u>		は備のフィルタ(廃止措置を	ホットワークショップ建屋換気設備 サービス建屋2階換気設備 *実施するために必要な主要施設)の性能は、以下のとお	

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更後 変更前 備考 各建屋等内の放射性粉じんを除去できること。 4 性能維持施設の維持期間 (1)建屋・構築物等 各建屋の「放射性物質閉じ込め機能(常温,常圧)」及び性能は、当該建屋の内包する汚染 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 (5/9) を除去するまで維持管理する。 原子炉本体(圧力容器)の「放射性物質閉じ込め機能(常温,常圧)」及び性能は,原子炉 保管している全 ての放射性廃棄 物を搬出するま ご 領域安全貯蔵が終了するまで維持管理する。 (放射性廃棄物の廃棄に係る施設の維持管理) 生体遮へい体の「放射線遮へい機能(常温,常圧)」及び性能は,原子炉本体等解体撤去工 事が終了するまで維持管理する。 貀 取水路の「希釈取水機能」及び性能、放水路の「希釈放流機能」及び性能は、管理区域解 除工事が終了するまで維持管理する。 (2) 放射性廃棄物処理設備 雑団体廃棄物を保管できること。 型 式 バンカ 密閉型鉄筋コン 建 屋 鉄骨造鉄板張り 使用済燃料冷却水処理系の「放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能」及び性能 雑国体廃棄物を保管できる 型 式 密閉型鉄筋コ 基 数 1 容 量 約90 m³ は、保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで維持管理する。 雑廃液処理系、洗濯廃液処理系の「放射性廃棄物を貯留し、汚染拡大を防止する機能」及 制御棒, チャー 型 式 過 基 数 1 選 歩 数 **唱** び性能、放射性液体廃棄物希釈設備の「希釈放流機能」及び性能は、原子炉領域解体撤去及 び原子炉領域以外の解体撤去が終了するまで維持管理する。 名 称 3.固体廃棄物貯蔵庫(区) 1.燃料スワラー貯蔵庫 6.サイトバンカ (ロ) (3) 放射性廃棄物貯蔵設備 放射性廃棄物貯蔵設備の「汚染拡大を防止し、放射線を遮へいする機能」及び性能は、保 管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで維持管理する。

変更前	変更後	備考
変更前 (C) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	(4) 換気設備 換気設備の「放射性物質拡散防止機能」及び性能は、当該設備が設置されている建屋内の 汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで維持管理する。 (5) 換気設備のフィルタ	備考
(大学) (大学)	原子炉建屋換気設備(生体遮へい冷却空気排風機)のフィルタの「粉じんを除去する機能」及び性能は、高性能粒子フィルタ装置の導入が終了し、フィルタ装置の使用が可能となるまで維持管理する。 その他検気設備のフィルタの「放射性粉じんを除去する機能」及び性能は、当該設備が設置されている建屋内の汚染(当該設備に係る汚染は除く。)を除去するまで維持管理する。	

	変更前	変更後	
₩ 1 -			
(編集) (連一発 (単一発 (重) を (重)	連海第二部 所とでもに 記管理する。		
廃棄の方法の <u>C ~ E</u> <u>C ~ E</u>	C ~ E		
工事方法の 区分 (②)a~(4)a (②)a~(4)c	<u>(∑)a∼(4)c</u>		
理) 維	廃止措置対象外 〔		
に係る施設の維持管理 機 能 用発拡大を防止し、放射 湯を遭へいする機能 湯を遭へいする機能 線を遭へいする機能	海染拡大を防止し、放射 線を遮へいする機能		
(
- 20 一 か - 20 日本院業物計蔵庫 (1) 国本廃棄物計蔵庫 (1) 国本廃棄物計蔵庫 (1) 日本廃棄物計蔵庫 (1) 日本廃棄物計蔵庫 (1) 日本廃棄物計 (1) 日本廃棄物計 (1) 日本廃棄物 (1) 日本原産 (1) 日本	(2)固体廃棄物貯蔵庫B —— 10.固体廃棄物作業建屋		

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

	変更前	変更後	備
(編 本) 東海第二発電 所とともに一 元皆理する。	東海第二系 西 西 田 田 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
廃棄の方法の 区分 D	V, B		
(8 / 9) 工事方法の 区分 ~(4)c	(1)~(4)c (1)~(4)c		
が 施設の維持管理 無 特 期 間	廃止措置対象外 (1 地上高さ約 80m (1 の風向風速計 (記 級解 体散 去 が終 丁するまで それ以外の観測 整備 は廃止措置 対象外		
 (る施設の維持管理) (る施設の維持管理) 機 能 施設内外の放射線を監 担する機能 	出管理機能 動間機能		
表6-1-1 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた原子炉施設の維持管理 機能を維持でき原子炉施設及びその性能 機能を維持でき原子炉施設及びその性能 機 能 維 特 期 間 性 能 施設内外の放射線を監視するための計測が できること。 週寸る機能 原止措置対象外 原止措置対象外 (1)	放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出管理のた めの測定が可能であること。 地上及び排気筒高さの風向,風速等の観測が可能である。気 こと。 風向風速計(地上高さ:約10m,約80m,約140m) 日射計 放射収支計 温度計		
接続る 上モニタリングポスト	2.試科放射能測定装置 3.気象觀測設備		
<u>放射線階</u> 1.モニ	(2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		

変更前	変更後	備
W.		
(1) ~ (3)e		
# 特 期 間		
(換気設備の維持管理) (換気設備の維持管理) (換気設備の維持管理) (換気設備の維持管理) (放射性物質が散防止機 当該設備が設置 (1)) 能 (旅る予設は 所えの登録		
1 - 1 - 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
機能を設備 1.原子炉建屋換気設備 1.原子炉建屋換気設備 1.原子炉建屋換気設備 (1.) 生体遊へい冷却空気排 1.原子炉建屋換気設備 (生) 体遊へい冷却空気排 1. (株) (株		

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

					変	更前			変更後	
柳										
© 離										
廃棄の方法の 区分	A	൞	₹	$\overline{\Delta}$	∇	<u>B</u>	<u>α</u>			
工事方法の 区分	(2)d, (2)g, (3)a~c, (4)b, (4)c	(2)g, (4)b, (4)c	(2)g, (4)b, (4)c	(2)g, (4)b, (4)c	(2)g, (4)c	$\overline{(1)\sim (4)_{\mathbb{C}}}$	(1) ~ (4) _©			
維存期	<u>当該建屋の内包</u> する汚染を除去 するまで	·				管理区域解除工 事が終了するま	I			
機能	放射性物質閉じ込め機能(常温,常圧)					希釈取水機能	希积			
維持すべき原子炉施設及びその性能性 性 能	使用済燃料冷却池離屋内の放射性粉じんの漏えいを防止 できること。	放射性廃液処理建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止で きること。	固化処理準置内の放射性粉じんの漏えいを防止できるこ <u>と。</u>	サービス建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できるこ <u>と。</u>	♪トワークショップ 建屋内の放射性粉じんの漏えいを防止できること。	- 条釈木が取水できること。 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	希釈放流水が放流できること。			
後 名 称	<u> 建屋·構築物等</u> 1.使用済燃料冷却池建屋	2.放射性魔液処理建屋	3.固化処理建屋	4.サービス離屋	5.ホットワークショップ建屋	6.取水路	了放水路			

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

	変更前	変更後	- (i
柳			
#			
<u>廃業の方法の</u> <u>区分</u> <u>D</u>			
工事方法の 区分 (1)~(4)a			
	の放射性廃棄物 <u>を</u> 機出するまで 機出するまで		
	対線を悪へいする機能		
	単海を大子を シントと。 シャント できる アドラ マント とっちょう できる かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし		
2 称 放射性廃棄物の理設備 1.維度液の理系 3.凝縮器 (蒸発固化装 置) 2.放射性液体廃棄物 A.放射性液体廃棄物 A.放射性液体廃棄物 A.放射性液体廃棄物 A.放射性液体廃棄物 A.放射性液体廃棄物 A.放射性液体膨寒物 A.放射性液体膨寒物	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		
<u>放射性</u> 2. 数 数 4.			

	変更前	変更後	備考
管理 工事方法の 廃棄の方法の 版 考 区分 区分 区分 区分 区分 区分 区分 区分 正分 工会管理 Machine (1)~(4)。 A~E 所とともに一元管理する。	(1)~(4)c A~E 東海第二発電 1)~(4)c A~E 東海第二発電 1)~(4)c A~E 東海第二発電 所を第二発電 所を第二発電 所を第二発電 所を第二発電 10~(4)c 10~(4)c	変更後	備考
廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (放射線管理に係る施設の維持管理) 性 維 地 期 間 機 能 維 特 期 間 は設内外の放射線を 測定する機能 廃止措置対象外	放射線業務従事者の 遊ばく管理機能 放射線業務従事者の 放けく管理機能 放ばく管理機能		
表 6 - 1 - 2 廃止措置を実施する (放射線管理に係る) 機能を維持すべき原子炉施設及びその性能 名 称 性 能 放射線管理設備 性 能 1.サーベイメータ 能であること。 1.サーベイメータ 能であること。	2.ホールボディカウンク 放射線業務従事者の内部抜ばくによる線量の評価が可能 なであること。 3.電子式個人線量計 放射線業務従事者の外部抜ばくによる線量当量が測定可 度 であること。		

	変更前	
区分 (2) E,	4 4 4 9 9	
1	(4)p (4)p	
機		
ما ما	ر م	
	をある	ر ا ا ا ا ا ا
使用済然料冷却池建屋 アラスコ装荷室内を換 フラスコ装荷室内を換	放射性廃液処理建屋内 固化処理建屋内を換気 固化処理建屋内に空気	貯蔵庫内を換気できる
名 称 換気設備 2.使用済燃料冷却池建量 (1)主冷却池換気設備 排風機 (2)フラスコ装荷室 換気設備 (2)フラスコ装荷室 換気設備 (2)フラスコ装荷室 換気設備 (3)フラスコ装荷室 換気設備 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	2.放射性廃液処理達量 施気設備 (1)放射性廃液処理達屋排 風機(MF 2,F 3, F 4) 3.固化処理建量換気設備 (1)固化処理建量排風機 (2)固化処理建量排風機 (2)固化処理建量排風機 (2)固化処理建量洗風機	(1) 黒鉛スリーブ貯蔵庫 [10 2) 及び燃料スプリーブ貯蔵庫 [10 2) 及び燃料スプリング 貯蔵庫 (H3) 換気製備排風機
温脂 治 万 万 數	<u>財性</u>	調設備 無給 (C

·
#E
W A A A A A A A A A
国
#
機 能 機能 化物質 拉數 防山機能 化二甲基甲酚二甲基甲酚二甲基甲酚二甲基甲酚二甲基甲酚二甲基甲酚二甲基甲酚二甲基甲
(2) 総料スプリッタ時離 11 11 2) 換気設備排 11 12 換気設備排 11 11 12 換気設備排 11 11 12 換気設備排 11 12 換気設備 11 12 12 13 13 14 14 14 14 14 14

	変更前	変更後	備
#ú			
廃棄の方法の 区分 A A	4 4 4		
工事方法の 区分 (4)b	(2) d, (2) g, (4) b, (4) c (4) c (4) b (4) b (4) b		
施設の維持管理	当該設備が設置を れている機構が (万葉 (当該設備に 係る汚染は除く。) を除去するまで		
廃止措置を実施するために必要な主要施設の維持管理 (換気設備の維持管理 (3/4)) 維	放射性粉じんを除去する機能		
2 (株式 記事 を	(2)乾燥機系排気処理装置		

				変	更前			
机								
							1.5	
廃業の方法の 区分	4	⊲	◁	₹	<	∀	\forall	◁
工事力法() 区分 () ()								
4	(4)b	(4) <u>P</u>	(4) <u>b</u>	<u>(4)b</u>	(4) <u>b</u>	(4) b	(4) b	(4) b
維持期間 当該設備が設置されている準度内の 汚染(当該設備に 係る汚染は除く。) 係る汚染は除く。) を除去するまで								
機 <u>能</u> 放射性粉じんを除去 する機能								
#4 F1	ź.							
本	バンカ内の粉じんを除去できること。	メンテナンスシャフト室内の粉じんを除去できる	■ 通路内の粉じんを除去できること。	通路内の粉じんを除去できること。	通路内の粉じんを除去できること。	4 情内の粉じんを除去できること。	建屋内の粉じんを除去できること。	建屋内の粉じんを除去できること。
条 条	6. サイトバンカ (ロ) 換気 設備	メンテナンスシャフト 室換気設備	放射性廃液処理建屋連 絡通路[A]換気設備	9. 放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備	放射性廃液処理建屋 連絡通路[C]換気設備	11. 固化処理建屋槽類換 気設備	ホットワークショッ プ建屋換気設備	13. サービス建屋2階換 気設備

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

	廃止措置計画変更前後比較表 	T
変更前	変更後	備考
添付書類九 <u>品質保証計画</u> に関する説明書	添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	実用炉規則
		の改正に伴
		う変更(「品
	1 概要	質保証計画」
廃止措置期間中における東海発電所の <u>品質保証計画については,「核原料物質,核</u>	廃止措置期間中における東海発電所の <u>安全を達成・維持・向上させるため,東海発電所設</u>	を「廃止措置 に係る品質
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第35条第1項,「実用発電用原子炉の設	置変更許可申請本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必	マネジメン ト」に変更)
置,運転等に関する規則」第7条の3,同規則第7条の3の2,同規則第7条の3の	要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための	下」(C及文)
3及び同規則第16条第2項に基づき、東海発電所原子炉施設保安規定(以下「保安	品質マネジメントシステムを構築し、保安規定の品質マネジメントシステム計画に定めてい	実用炉規則の改正に伴
<u>規定」という。)において、</u> 社長をトップマネジメント <u>とする品質保証計画</u> を定め、	<u>る。</u>	う変更(品質
保安規定及び品質保証規程並びにそれらに基づく下部規程により廃止措置に関する	品質マネジメントシステム計画では、 社長をトップマネジメントとし品質マネジメントシ	マネジメントシステム
保安活動の計画,実施,評価及び改善の一連のプロセスを明確にし, <u>これらを</u> 効果的	<u>ステム</u> を定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを	に係る記載
に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることとする。	明確にし、効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。また、 <u>品</u>	の充実)
また、廃止措置期間中における設計管理は、廃止措置の安全の重要性に応じた管	<u>質マネジメントシステム</u> のもとで性能を維持すべき施設及びその他の施設 <u>の施設管理等の</u>	
理を実施し、添付書類六の廃止措置期間中に機能を維持すべき設備 (放射線管理設	廃止措置に係る業務を実施する。	
備,換気設備,建屋・構築物等)及びその他の設備(電源設備,照明設備等)は、保		
守管理を実施する。これら東海発電所の廃止措置に係る業務は、この品質保証計画	2 品質マネジメントシステム	
<u>のもとで</u> 実施する。	(1)組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立	
	し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	
	(2)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプ	
	ロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	
	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書	
	で明確にする。	
	b) プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。	
	c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標	
	(以下「保安活動指標」という。) 並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。	

注)下線は、変更箇所を示すものである。下線は、変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
	なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係る	
	ものを除く。) を含む。	
	d) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。) に必要な資源及び	
	情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)。	
	e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である	
	場合は、この限りでない。	
	f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置 (プロセス	
	の変更を含む。)を講ずる。	
	g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	
	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には,原子	
	力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与	
	<u>える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影</u>	
	響を特定し、解決することを含む。	
	(3)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な	
	要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指している	
	<u>ことをいう。</u>	
	a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	
	b) 風通しの良い組織文化が形成されている。	
	c) 要員が, 自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し, その業務に責任	
	<u>を持っている。</u>	
	d) 全ての活動において,原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	
	e) 要員が, 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち, 原子力の安全に対する自己満	
	足を戒めている。	
	f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題	

変更前	変更後	備考
	が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	
	g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し,安全文化を改善	
	するための基礎としている。	
	h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して, 要員が必要な	
	<u>コミュニケーションを取っている。</u>	
	(4)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要	
	求事項」という。) への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは,	
	当該プロセスが管理されているようにする。	
	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
	3 経営責任者等の責任	
	<u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメント</u>	
	システムを確立させ、実施するとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業	
	<u>務を行うことによって実証する。</u>	
	a) 品質方針を定めること	
	b) 品質目標が定められているようにすること	
	c) 要員が, 健全な安全文化を育成し, 及び維持することに貢献できるようにすること (要	
	<u>員</u> が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをい	
	<u>う。)</u>	
	d) マネジメントレビューを実施すること	
	e) 資源が利用できる体制を確保すること	
	f) 関係法令を遵守すること、その他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知	
	<u>すること</u>	
	g) 保安活動に関する担当業務を理解し,遂行する責任を有することを,要員に認識させる	

変更前	変更後	備考
	<u>こと</u>	
	h) 全ての階層で行われる決定が,原子力の安全の確保について,その優先順位及び説明す	
	<u>る責任を考慮して確実に行われるようにすること</u>	
	4 個別業務に関する計画、実施、評価及び改善	
	4. 1 個別業務に必要なプロセスの計画	
	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセ	
	スを確立する。	
	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整	
	合性を確保する。	
	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プ	
	<u>ロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含</u>	
	む。)を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	
	a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結	
	果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、並びに当該分析及び	
	評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	
	b)機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	
	c)機器等又は個別業務に固有のプロセス,品質マネジメント文書及び資源	
	d) 使用前事業者検査等, 検証, 妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事	
	項への適合性を判定するための基準	
	e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に	
	適合することを実証するために必要な記録	
	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	

変更前	東伊光电別 廃止指直計画変更削後比較衣 変更後	備考
	<u>4.2 個別業務の実施</u>	
	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から	
	該当しないと認められるものを除く。) に適合するように実施する。	
	a) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個	
	別業務の特性及び当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)	
	が利用できる体制にあること	
	b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること	
	c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること	
	d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること	
	e) 監視測定を実施していること	
	f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき,プロセスの次の段階に進むことの承認を	
	<u>行っていること</u>	
	4.3 評価及び改善	
	4.3.1 監視測定,分析,評価及び改善	
	組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係す	
	る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討	
	するプロセスを含む。)を計画し、実施する。	
	4.3.2 不適合の管理	
	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施さ	
	れることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確	
	認された機器等又は個別業務が識別され,不適合が全て管理されていることをいう。)。	
	(2)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	

変更前	変更後	備考
	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること	
	b) 不適合について, あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響につい	
	て評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと	
	c)機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること	
	d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による	
	影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること	
	(3)組織は,(2)a)の措置を講じた場合においては,個別業務等要求事項への適合性を実	
	<u>証するための検証を行う。</u>	
	4. 3. 3 改善	
	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性	
	を向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マ	
	ネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用,データの分析並びに是正処置及び未然防止	
	処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置	
	<u>を講じる。</u>	
	5 廃止措置に係る業務	
	廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施す	
	る。廃止措置に係る工事等の業務,性能維持施設の施設管理等の廃止措置計画に基づく活動	
	は、品質マネジメントシステム計画の下で実施する。	